

平成24年度 文化庁日本語教育大会

地域日本語教育と住民の社会参加
—外国人住民の視点から考える—

平成24年8月31日(金)
昭和女子大学

主催



文化庁

目 次

○ プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
○ 特別講演・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○ 日本語教育関連施策説明・・・・・・・・・・・・・・・・	9
文部科学省・文化庁における日本語教育関連施策等一覧・・・・・・・・	10
<文化庁>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
1. 外国人に対する日本語教育の推進	
2. 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業	
3. 条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育事業	
4. 日本語教育推進会議等	
5. 諸外国における外国人に対する自国語教育・普及施策に関する調査研究 (日本語教育に関する調査及び調査研究)	
6. 日本語教育コンテンツ共有化推進事業	
<文部科学省>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
1. 帰国・外国人児童生徒教育の充実について	
2. 外国人児童生徒に対する支援施策について	
3. 外国人児童生徒受入れの手引き	
4. 帰国・外国人児童生徒教育のための情報検索サイト「かすたねっと」	
5. 「定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会」の意見を踏まえた 文部科学省の政策のポイント	
6. 定住外国人の子どもの就学支援事業	
○ 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議状況の説明・・・・	47
○ パネルディスカッション・・・・・・・・・・・・・・・・	51
「地域日本語教育と住民の社会参加ー外国人住民の視点から考えるー」	
○ 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業活動報告会・・・・・・・・	63
○ 文化庁からのお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・	88
○ 昭和女子大学 構内図・・・・・・・・・・・・・・・・	89

○ プログラム

- ◎テーマ：地域日本語教育と住民の社会参加
ー外国人住民の視点から考えるー

〔趣 旨〕 文化庁では地域における日本語教育の内容・方法の改善を目指し、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案を作成し、さらに活用のためのガイドブック、教材例集、日本語能力評価について取りまとめを行ってきた。本大会ではそれら成果物の報告を行うとともに、地域社会で暮らす外国人住民の視点から地域における日本語教育と外国人住民の社会参加について考える。また、様々な活動に取り組むことを通して地域社会に参加している外国人が、メッセージを発信する機会を設け、日本語学習と地域社会への参加の在り方について外国人住民の視点から学ぶ。これらを通じ、各地の日本語教育の現場が地域社会との結びつきを強め、地域全体で外国人住民の力を活かせる体制づくりにつなげることを目指す。

◎日 時：平成24年8月31日（金） 10:00～17:30

◎会 場：昭和女子大学 グリーンホール

10:00 開会

- 開会あいさつ
大木 高仁（文化庁文化部長）

10:10～11:30 特別講演

- テーマ：外国人住民とともに築く地域の未来
ー多文化共生時代における日本語教育の役割ー
- 趣 旨：多文化共生社会における外国人住民の活力を活用した地域社会づくりを目指し、外国人住民をエンパワメントするための地域日本語教育の在り方について考える。
- 講演者：田村 太郎（特定非営利活動法人多文化共生センター大阪 代表理事）

11:30～12:00 日本語教育施策説明

- 文化庁施策
説明者：早川 俊章（文化庁文化部国語課長）
- 文部科学省施策
説明者：関 百合子（文部科学省初等中等教育局国際教育課課長補佐）

13:00～13:40 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における 審議状況の説明

- テーマ：「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案等の成果物に関する報告
- 趣旨：「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案等，日本語教育小委員会の成果物及び審議状況について報告する。
- 説明者：西原 鈴子
(元東京女子大学教授，独立行政法人国際交流基金日本語教育センター所長，文化審議会国語分科会日本語教育小委員会主査)

13:50～15:30 パネルディスカッション

- テーマ：地域日本語教育と住民の社会参加
ー外国人住民の視点から考えるー
- 趣旨：地域で暮らす住民として，様々な活動への取組を通して地域社会に参加している外国人住民の声から，ともに地域づくりに参加していく上で，必要となる視点を学び，これからの地域日本語教育の在り方を考える。
- 進行役：田村 太郎 (特定非営利活動法人多文化共生センター大阪代表理事)
- パネリスト：軍司 マリヴェル (特別養護老人ホーム キングス・タウン介護ヘルパー)
森 正義 (特別養護老人ホーム キングス・タウン施設長)
須本 エドワード (ラジオパーソナリティー, NPOミックスルーツ・ジャパン代表)
金 千秋 (特定非営利活動法人エフエムわいわい総合プロデューサー)
坂本 裕美 (太田市立九合小学校バイリンガル教員)
伊藤 由佳 (太田市立南中学校／太田小学校講師バイリンガル教員)
マウン・ミョウ・ミン・スウェ (東京大学大学院生)
田中 志穂 (特定非営利活動法人難民支援協会広報部チームリーダー)

15:45～17:15 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業活動報告会

- テーマ：地域における連携・協力に向けた地域日本語教育コーディネーターの可能性と課題
- 趣旨：平成22年度文化庁「生活者としての外国人」のための日本語教育事業地域日本語教育コーディネーター研修修了者による各地での実践を報告し，地域における日本語教育の体制整備の在り方とコーディネーターの可能性と課題について意見交換を行う。
- 進行役：米勢 治子 (東海日本語ネットワーク副代表)
- 報告者：北川 裕子 (のしろ日本語学習会代表)
各務 眞弓 (特定非営利活動法人可児市国際交流協会事務局長)
八木 浩光 (一般財団法人熊本市国際交流振興事業団事務局長)

17:30 閉会

平成24年度文化庁日本語教育大会

【テーマ】

地域日本語教育と住民の社会参加

―外国人住民の視点から考える―

【開催日時】平成24年8月31日(金) 10:00～17:30

【会場】昭和女子大学グリーンホール

(東京都世田谷区太子堂1-7)

参加費・事前申込みは不要です。直接会場にお越しください。

※当日、参加受付票をご提出いただきますので、御記入の上、御持参ください。

地域で暮らす住民として、様々な活動への取組を通して

地域社会に参加している外国人住民の声から、

ともに地域づくりに参加していく上で、

必要となる新たな視点を学び、

これからの地域日本語教育の在り方を考えます。



- 9:30 開場
- 10:00 開会のあいさつ 大木 高仁 (文化庁文化部長)
- 10:10 特別講演 田村 太郎 (NPO 法人多文化共生センター大阪代表理事)
- 11:30 施策説明
- 12:00 昼食休憩
- 13:00 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議状況の説明
『生活者としての外国人』に対する日本語教育の
標準的なカリキュラム案等の成果物に関する報告
西原 鈴子 (元東京女子大学教授・文化審議会国語分科会日本語教育小委員会主査)
- 13:50 パネルディスカッション
「地域日本語教育と住民の社会参加ー外国人住民の視点から考えるー」
ファシリテーター：田村 太郎
パネリスト：
地域で働くー文字を学び、介護職へー
軍司 マリヴェル (介護ヘルパー)
森 正義 (社会福祉法人キングスガーデン宮城)
地域へ情報発信! コミュニティラジオの力
須本 エドワード (ラジオパーソナリティー)
金 千秋 (特定非営利活動法人エフエムわいわい)
- バイリンガル講師として地域の子どもたちと
坂本 裕美 (太田市立九合小学校)
伊藤 由佳 (太田市立南中学校 / 太田小学校)
- 被災地支援ー難民だからわかることー
マウン・ミョウ・ミン・スウェ (東京大学大学院生)
田中 志穂 (認定NPO法人難民支援協会)
- 質疑応答
- 15:45 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 活動報告会
「地域における連携・協力に向けた地域日本語教育コーディネーターの可能性と課題」
進行役：米勢 治子 (東海日本語ネットワーク副代表・地域日本語教育コーディネーター研修講師)
報告者：北川 裕子 (のしる日本語学習会代表)
各務 真弓 (NPO 法人可児市国際交流協会事務局長)
八木 浩光 (一般財団法人熊本市国際交流振興事業団事務局長)
- 17:30 閉会

※敬称略

【お問い合わせ】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2 旧文部省庁舎5階 文化庁文化部国語課 電話:03(5253)4111(内線 2840) FAX:03(6734)3818 kokugo@bunka.go.jp

文化庁ホームページ: <http://www.bunka.go.jp/> (平成24年度「文化庁日本語教育大会」の開催について)

【主催】  文化庁
AGENCY FOR CULTURAL AFFAIRS

特別講演



〔特別講演〕

- テーマ：外国人住民とともに築く地域の未来
—多文化共生時代における日本語教育の役割—
- 趣 旨：多文化共生社会における外国人住民の活力を活用した地域社会づくりを目指し，外国人住民をエンパワメントするための地域日本語教育の在り方について考える。

○講演者

田村 太郎（たむら たろう）

特定非営利活動法人
多文化共生センター大阪 代表理事



プロフィール：

兵庫県伊丹市生まれ。高校卒業後，アジア，ヨーロッパ，アフリカ，南米などを旅する。在日フィリピン人向けレンタルビデオ店での勤務等を経て，1995年1月の阪神・淡路大震災直後に外国人被災者へ情報を提供する「外国人地震情報センター」の設立に参加。同年10月，「多文化共生センター」への組織変更に伴い事務局長に就任，1997年4月から2004年3月まで同センター代表を務めた。総務省「地域における多文化共生推進研究会」構成員として，2006年3月に同省がまとめた「多文化共生推進プラン」の策定に参画するなど，外国人が直面する課題対応のための地域社会変革の仕組み作りを提案し続けている。

2011年3月の東日本大震災を受けて，内閣官房企画官に就任。被災地のニーズ把握や震災ボランティア促進のための施策立案にも携わったのち，2012年2月から復興庁上席政策調査官（非常勤）も務める。甲南女子大学，関西学院大学などで非常勤講師（社会起業論）。共著に『多民族共生社会ニッポンとボランティア活動』『多文化共生キーワード事典』『自治体政策とユニバーサルデザイン』などがある。

<メモ>

日本語教育関連施策説明



文部科学省・文化庁における日本語教育関連施策等一覧

	施策・事業	概要
1	文化審議会 国語分科会日本語 教育小委員会	<p>外国人に対する日本語教育施策について様々な検討を行っている。</p> <p>本年度は日本語教育小委員会に次の2つのワーキンググループを設置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指導力評価に関するワーキンググループ ○課題整理に関するワーキンググループ
2	「生活者としての 外国人」のための 日本語教育事業	<p>外国人が日本社会の一員として日本語を用いて円滑に生活を送ることができるよう、「生活者としての外国人」のための日本語教育事業を平成19年度から実施している。</p> <p>平成24年度には次のような事業を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域日本語教育実践プログラムA 「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組 ○地域日本語教育実践プログラムB 日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組 ○地域日本語教育コーディネーター研修 ○地域日本語教育の総合的な推進体制の構築に関する実践的な調査研究
3	条約難民及び 第三国定住難民に 対する日本語教育	<p>我が国に定住を希望する条約難民及び第三国定住難民に対する政府全体の定住支援プログラムの一環として、通所式の定住支援施設における日本語教育のほか、退所後、定住先においても難民の継続的な日本語学習を支援するため、難民や日本語ボランティア等に対する日本語教育相談を行っている。</p> <p>なお、第三国定住難民については政府全体として平成22年10月から3年間のパイロットケースとして受入れを開始している（平成24年3月の難民対策連絡調整会議決定によりパイロットケースを5年に延長）。また、平成24年5月から第三国定住に関する有識者会議を内閣官房に設置し、今後の受入れの在り方について検討している。</p>
4	日本語教育に関す る調査及び調査研 究	<p>我が国における定住外国人に対する今後の日本語教育施策の推進の参考とするため、諸外国における外国人に対する自国語教育・普及施策及び日本語教育実施機関・施設等に関する実態について最新の状況を調査している。</p>
5	日本語教育研究 協議会等の開催	<p>都道府県，政令指定都市，中核市，外国人集住都市（国際交流協会を含む）の日本語教育担当者を対象に，地域における日本語教育を推進するための都道府県・政令指定都市等日本語教育担当者研修を実施している。</p> <p>また，日本語教育研究協議会を開催し，各地の優れた取組の報告や地域日本語教育における課題の検討等を行っている。</p>

	施策・事業	概要
6	省庁連携日本語教育基盤整備事業	<p>日本語教育に関する各種コンテンツを横断的に利用できるシステム作りを目指した日本語教育コンテンツ共有事業を進めている。</p> <p>また、日本語教育推進会議等を開催し、関係府省及び関係機関等が集まり、日本語教育に関する具体的な取組の現状・課題を把握するとともに、情報交換を行っている。</p>
7	定住外国人の子ども就学支援事業	<p>昨今の景気後退により、不就学等になっているブラジル人等の子どもに対して、日本語等の指導や学習習慣の確保を図るための場（「虹の架け橋教室」）を外国人集住都市等に設け、主に公立学校への円滑な転入等が出来るようにしている。</p> <p>また、ブラジル人等の子どもを中心としたブラジル人等コミュニティと地域社会との交流を促進している。</p>
8	義務教育諸学校における外国人児童生徒への日本語指導の充実のための教員配置	<p>学級数等から算定されるいわゆる基礎定数とは別に、日本語指導が必要な外国人児童生徒等のための加配定数を措置している。（定数から算定される教員の給与費の1/3を国庫負担。）（H24予算においては、100人の定数改善を図ることとし、総数1,385人を計上。H23予算1,285人）。</p>
9	帰国・外国人児童生徒受入促進事業	<p>入学・編入学前後の外国人の子どもへの初期指導教室（プレクラス）の実施、域内の学校への日本語指導の補助や学校と保護者との連絡調整等を行う際に必要な外国語の分かる支援員の配置など、地域人材との連携による帰国・外国人児童生徒の公立学校への受入体制の整備を支援している。</p>
10	外国人児童生徒の総合的な学習支援事業	<p>外国人児童生徒に対する適応指導・日本語指導を、関係者が最大限効率的・効果的に行うことができるような環境作りを支援することを目的とした総合的な事業を実施している。</p> <p>【具体的内容】</p> <p>3か年（平成22年度～平成24年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校において利用可能な日本語能力の測定方法の開発 ○日本語指導担当教員等のための研修マニュアルの開発 <p>1か年（平成22年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本語指導等に関する体系的・総合的なガイドラインの作成：「外国人児童生徒受入れの手引き」（平成23年3月）を全都道府県・市町村教育委員会等に配布。文部科学省ホームページにも掲載。 ○地域の実践事例の集約と提供：情報検索サイト「かすたねっと」を平成23年3月30日から公開開始。

	施策・事業	概要
11	日本語指導者等に対する研修の実施	<p>独立行政法人教員研修センターにおいて、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長，副校長，教頭等の管理職及び指導主事を対象として，日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施している。（年1回，4日間，110名程度）</p>
12	外国教育施設日本語指導教員派遣事業（REXプログラム）	<p>外国の地方公共団体等からの日本語教育に対する協力要請に基づき，姉妹都市提携等による交流（地域間交流）を行っている地方公共団体と協力して，我が国の小・中・高等学校教員を約4か月の国内における事前研修を含めて2年間，海外の日本語教育を実施している初等・中等教育施設に派遣し，日本語教育や教育・文化交流活動を実施。平成23年度までに375人を派遣している。</p> <p>（費用負担）【文部科学省】事前研修関連経費 【総務省】派遣教員給与費（特別交付税措置） 【外国の地方公共団体】赴任旅費，住居・在勤基本手当</p> <p>※ 12の施策は，「日本の公立学校に通う外国人児童生徒」に対するものではなく，「外国の初等・中等教育施設に通う児童生徒」に対するもの。</p>
13	留学生に対する日本語教育関連施策	<p>（独）日本学生支援機構日本語教育センター（東京，大阪）において，国費留学生の一部（高専・専修学校）及び外国政府派遣留学生等，大学進学を希望する私費留学生に対して，日本語教育を1年間から1年半実施している（入学定員540人）。</p> <p>※ この他，国立大学に置かれる留学生センター等や私立大学に置かれる留学生を対象とした別科における日本語教育への支援や，各大学に置かれる日本語教育施設の共同利用が進むようその拠点となる施設の認定等を実施している。（認定校：筑波大学（平成22年～平成26年），大阪大学（平成23年～平成27年））</p>

※政府全体の関係会議

	会議・協議会等	概要
14	外国人労働者問題 関係省庁連絡会議	我が国の国際化の進展等の観点から外国人労働者の受入れの範囲拡大や円滑化が要請される一方、外国人の不法就労等が社会問題化している現状に鑑み、外国人労働者の受入れ範囲拡大の是非、拡大する場合その範囲及び受入れ体制の整備等外国人労働者を中心とする外国人受入れに関する諸問題の検討を行うため、外国人労働者問題関係省庁連絡会議を設置。平成18年12月25日に「生活者としての外国人」に関する総合的対応策」を取りまとめた。
15	日系定住外国人施策推進会議	今般の厳しい雇用情勢の下で困難な状況に置かれている日系定住外国人への支援を検討するなど、日系定住外国人に関する施策について政府全体としての取組を推進するため、日系定住外国人施策推進会議を設置。平成22年8月31日に「日系定住外国人施策に関する基本指針」、平成23年3月31日に「日系定住外国人施策に関する行動計画」を取りまとめた。
16	「外国人との共生社会」実現検討会議	日本で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備に関する諸問題について、関係省庁の密接な連携の下に総合的な検討を進めるとともに、関連施策について政府全体としての取組を推進するため、「外国人との共生社会」実現検討会議を平成24年5月24日に設置した。

日系定住外国人施策に関する行動計画の策定について

日系定住外国人(「定住者」、「日本人の配偶者等」等の在留資格で入国・在留する日系人及びその家族)

- ・ 昭和63年以降急増。日本語能力が不十分な者が多く、平成20年秋以降の経済危機により、再就職が難しい等の理由により生活困難に置かれる人が増加。帰国者の増加により最近の外国人登録者数は減少しているが、日本での暮らしが長期の者は定住を希望。

【ブラジル人登録者数】

昭和63年：約4,000人 → 平成19年：約31.7万人 → 平成23年：約21.0万人 昭和63年：約860人 → 平成20年：約6.0万人(ピーク) → 平成23年：約5.3万人

【ペルー人登録者数】

※日系人だけでなくブラジル人、ペルー人全体の登録者数

これまでの国の取組

- ・ 内閣府に「定住外国人施策推進室」を設置(平成21年1月)
- ・ 緊急の対策として、「定住外国人支援に関する当面向の対策について」(平成21年1月)及び「定住外国人支援に関する対策の推進について」(平成21年4月)をとりまとめ、現在実施中。
- ・ (教育、雇用、住宅、情報提供等が主な内容。)

地方自治体の要望

日系定住外国人集住地域自治体で構成される「多文化共生推進協議会」(愛知、岐阜、三重など7県1市)や「外国人集住都市会議」(太田、浜松、豊田、美濃加茂、鈴鹿等29市町)からは、国としての体系的・総合的な方針の策定を要望。

日系定住外国人施策に関する基本指針

(H22.8. 日系定住外国人施策推進会議)

① 国の体系的・総合的な方針

【基本的な考え方】

日本語能力が不十分な者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにする。

【今後取組、検討する施策の分野】

- ① 日本語で生活できるように
 - ② 子どもを大切に育てていくために
 - ③ 安定して働くために
 - ④ 社会の中で困ったときのため
 - ⑤ お互いの文化を尊重するために
- について今年度末までに「行動計画」を策定

日系定住外国人施策に関する行動計画 概要

H23～(3年後を目途に見直し)(3月31日 日系定住外国人施策推進会議で策定)

日本語で生活できるための施策

- ・ 日本語教育の標準的カリキュラム案及び教材例のデータベース化・周知、各種コンテンツの共有化等
- ・ 「日本語教育推進会議」及び「日本語教育関係府省連絡会議」の開催
- ・ 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の実施(日本語教室の設置運営、日本語指導者養成、ボランティア研修等への支援)
- ・ 「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版等の配布等
- ・ 各種手続の機会を捉えた日本語習得の促進方策の検討

子どもを大切に育てていくための施策

- ・ 外国人児童生徒の教育充実のための具体策(日本語能力測定方法、教員用研修プログラムの開発、日本語能力に配慮した指導を行うための教育課程編成の検討、指導法や教材の先進事例の情報提供等)
- ・ 「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」(国補助事業)の実施(ブレイクス対応の支援員や就学促進員の配置等)による外国人の子ども、親への支援)
- ・ 日本語指導を行う教員についての定数措置を引き続き実施するとともに、その配置の改善を検討
- ・ 認可手続マニュアルの周知による外国人学校の各種学校・準学校法人化の促進
- ・ 外国人の子どもにも配慮した-中学校卒業程度認定試験の実施
- ・ 在留期間更新等の際の就学促進のためのリーフレットの配布
- ・ 「虹の架け橋教室」事業の実施等(不就学の子どもの公立学校への円滑な転入を促進)

安定して働くための施策

- ・ 「日系人就業準備研修」(日本語コミュニケーション能力の向上、労働法令、雇用慣行等の研修)の実施、日本語能力等に配慮した職業訓練の実施
- ・ 多言語での就職相談の実施(ハローワークでの通訳・相談員の配置、ワンストップサービスコーナー運営等)
- ・ 事業主に対する指導の実施、企業の役割についての検討

社会の中で困ったときのための施策

- ・ 国の制度に関する情報(教育、年金、母子保健等)の多言語化の推進
- ・ 公的賃貸住宅等の活用、防災・防犯・交通安全対策、等
- ・ 地方自治体、NPO、企業等による取組の奨励

その他

- ・ 在日ブラジル大使館、ペルー大使館等との連携の強化

日系定住外国人施策に関する行動計画（抄）

平成 23 年 3 月 31 日
日系定住外国人施策推進会議

1. はじめに

日系定住外国人施策について、日系定住外国人施策推進会議は、平成 22 年 8 月に「日系定住外国人施策に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を策定した。

今回策定する「日系定住外国人施策に関する行動計画」（以下「行動計画」という。）は、基本指針に盛り込まれた事項について、各府省庁で検討した内容を加え、基本指針に掲げた施策を具体化することを目的として策定するものである。

なお、本行動計画は、平成 23 年度から開始することとし、必要に応じ、開始後 3 年を目途に見直すこととする。また、今般発生した東北地方太平洋沖地震の今後の事態の推移も踏まえ、3 年を経過する前であっても、必要に応じ、見直すこととする。

2. 分野ごとの具体的施策

（1）日本語で生活するために必要な施策

① 日本語教育の総合的な推進体制の整備等

- a 日本語教育関係機関等を参集した日本語教育推進会議や関係府省の実務者からなる日本語教育関係府省連絡会議を開催し、日本語教育全般に係る取組の現状を把握するとともに、課題を整理するための情報交換を行う。（文部科学省）
- b 我が国に居住する外国人にとって、日本語能力等が十分でないこと等から、外国人が安心・安全に生活できないという問題を解決し、外国人が円滑に日本社会の一員として生活を送ることができるよう、引き続き、日本語教室の設置運営、日本語能力等を有する外国人等を対象とした日本語指導者養成、ボランティアを対象とした実践的研修等を行う「生活者としての外国人」のための日本語教育

事業」を実施する。(文部科学省)

- c 政府内外の日本語教育関係機関等が持つ日本語教育に関する各種コンテンツについて情報を集約し、横断的に利用できるシステムを検討するとともに、平成22年に文化審議会国語分科会において取りまとめた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案のデータベース化を行い、インターネットを通じて提供する。(文部科学省)
- d 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的カリキュラム案及び教材例について、日本語教育機関・団体に周知を行う。また、国語分科会日本語教育小委員会において、標準的カリキュラム案の内容を踏まえた日本語能力及び指導能力の評価基準等について検討を行う。(文部科学省)
- e 「日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議」を開催し、カリキュラム等の分析を行い、日本語教員等の養成・研修の在り方について検討を行う。(文部科学省)

② 各種手続の機会を捉えた日本語習得の促進

- a 日本語学習の必要性、日本語学習や日常生活に関する情報、入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、全都道府県(教育委員会を含む。)等に配布しているほか、文化庁ホームページに掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。(文部科学省)
- b 平成21年度に開催した「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」において、入国前の外国人に対する情報提供のコンテンツ(日本語学習、医療・保険、教育など)について多言語で作成した成果物を引き続き外務省及び在外公館のホームページに掲載するとともに、訪日予定の外国人に対して、査証発給時等に在外公館において引き続き配布する。(外務省)
- c ①や②bの施策の進捗状況を踏まえつつ、各種手続の機会を捉え、日本語習得状況について確認し、必要に応じ日本語教育を受けることを促すなど、日本語習得の促進を図るための方策について引き続き検討する。(内閣府、各省庁)

(2) 子どもを大切に育てていくために必要な施策

① 子どもの教育に対する支援

- a 適応指導・日本語指導等に関する体系的・総合的なガイドラインについて周知を図るとともに、学校において利用可能な日本語能力の測定方法及び日本語指導担当教員等のための研修マニュアルの開発を行う。(文部科学省)
- b 就学前の外国人の子どもへのプレクラスの実施に必要な支援員や、日本語能力が不十分な親への支援、日本の教育制度等の情報提供を行う要員(就学促進員)を配置することができるよう、国が費用の1/3を補助する「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」を引き続き実施する。(文部科学省)
- c 学習指導要領等における外国人児童生徒に対する指導上の配慮事項について教育委員会や学校への周知・徹底を引き続き図る。(文部科学省)
- d 日本語指導について、各地で既に使用されている指導法や教材のうち優れたものに関する情報や外国人児童生徒への対応のノウハウや経験の事例等の情報提供を引き続き行う。(文部科学省)
- e 外国人児童生徒の日本語指導等についての実態を聞き取り等により把握し、日本語能力等に配慮した指導を行うための教育課程の編成について、制度面についての具体的な検討を行う。(文部科学省)
- f 学齢を超過した者の受入れや、教科学習に必要な日本語能力が足りない者の下学年への受入れなど、外国人児童生徒が公立学校に入学・編入学しやすい環境の整備を促進する。(文部科学省)
- g 外国人児童生徒に対して日本語指導を行う教員についての定数措置を引き続き実施するとともに、その配置の改善について検討を行う。(文部科学省)
- h 外国人児童生徒受入校の教員、教育委員会の外国人児童生徒教育担当の指導主事等を対象として、外国人児童生徒に対する日本語指導等の専門的な研修を引き続き実施する。(文部科学省)
- i 中央教育審議会における、教員の資質向上方策の見直しについての審議の中で、日本語指導に携わる教員の養成についての検討を行

- う。(文部科学省)
- j 小中学校における就業体験等を引き続き推進するとともに、学校の教育活動全体を通じたキャリア教育の推進を図るため、さまざまな課題の対応策について調査研究し、成果の普及を図る。(文部科学省)
- k 高等学校への進学を希望する生徒の受入れについての環境整備を支援するため、受入れ体制が整備されている高等学校の事例の把握やその情報提供に努める。(文部科学省)
- l 外国人の子ども等が中学校卒業程度認定試験を受験しやすくなるように、平成 23 年度から、同試験における全ての漢字に振り仮名を振った問題冊子を作成する、日本語能力試験 N 2 以上の合格者について国語の科目免除を認める等の措置を講じる。(文部科学省)
- m 日系定住外国人の子どもたちが教育を受ける機会を確保するため、在留期間更新等の際に、文部科学省において作成している就学に関するリーフレットを配布すること等によりその就学を促進する。(法務省，文部科学省)

② ブラジル人学校等の各種学校・準学校法人化の促進等の支援，ブラジル本国政府などへの要請等

- a 平成 21 年度に作成した「準学校法人設立・各種学校認可の手続きのマニュアル」(日本語版とポルトガル語版)の周知を引き続き図る。(文部科学省)
- b 今後開催される予定の日伯領事当局間協議や、ブラジル教育省との会議等の機会を捉え、日本に在住するブラジル人の子どもへの支援(教科書の無料送付等)をブラジル政府に要請する。(外務省，文部科学省)
- c 日本にあるブラジル人学校等の教員にブラジルの正規の教員資格を与えるため、ブラジル政府が同国の大学と日本の大学の連携の下で実施する「在日ブラジル人教育者向け遠隔教育コース」に対し、国際協力関係機関の施設を引き続き無償提供し支援する。(外務省)
- d 日本語教育の機会の充実を図るため、定住外国人の子どもの就学支援事業(「虹の架け橋教室」事業)について、平成 23 年度も引き続き実施する。また、事業の評価や検証を行うとともに、子どもの

就学状況や新たなニーズの把握に努め、より効果的・効率的な事業として、平成24年度以降の継続について検討する。(文部科学省)

(4) 社会の中で困ったときのために必要な施策

① 情報の多言語化, 日本に関する情報や日本語の基礎についての情報提供

- b 日本の教育制度や就学の手続き等をまとめた就学ガイドブックのポルトガル語版, スペイン語版等を作成し, 全都道府県・市町村教育委員会, 在外公館等に配布しているほか, 文部科学省ホームページにも掲載しているところであり, 今後も引き続き情報提供に努める。(文部科学省)
- g 日本語学習の必要性, 日本語学習や日常生活に関する情報, 入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版, スペイン語版等を作成し, 全都道府県(教育委員会を含む。)等に配布しているほか, 文化庁ホームページに掲載しているところであり, 今後も引き続き情報提供に努める。(再掲)(文部科学省)

「外国人との共生社会」実現検討会議の開催について

〔平成24年5月24日
内閣総理大臣決裁〕

1 日本で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備に関する諸問題について、関係省庁の密接な連携の下に総合的な検討を進めるとともに、関連施策について政府全体としての取組を推進するため、「外国人との共生社会」実現検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

2 検討会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

議長 外国人労働者問題を担当する国務大臣

構成員 内閣府副大臣

総務副大臣

法務副大臣

外務副大臣

財務副大臣

文部科学副大臣

厚生労働副大臣

農林水産副大臣

経済産業副大臣

国土交通副大臣

警察庁次長

（注）内閣府副大臣及び複数置かれる各省副大臣については、それぞれ内閣総理大臣及び各省大臣の指名する者とする。

3 関係省庁間の事務を調整し、この会議を補佐するため、関係行政機関の実務担当者による会議を随時開催する。

4 検討会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、検討会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

日本語教育施策説明

<文化庁>



外国人に対する日本語教育の推進

平成24年度予算額 243百万円
(平成23年度予算額 248百万円)

審議会における検討

○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における検討

「生活者としての外国人」に対する日本語教育について、「標準的なカリキュラム案」(平成22年5月)、「カリキュラム案活用のためのガイドブック」(平成23年1月)、「教材例集」(平成24年1月)等を作成・周知。本年度は「指導力評価」についての検討を行うとともに、日本語教育に関する課題の洗い出し・整理に取り組んでいる。

具体的な事業の実施

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

195百万円(195百万円)

○地域日本語教育実践プログラム

「標準的なカリキュラム案」等を活用し、地域の実情に応じた日本語教室の設置・運営、人材の育成及び教材の作成を支援。また、各地の日本語教育の体制整備を推進する取組を支援。

(実施団体数実績)

※平成23年度までの日本語教室の設置・運営等の実績

平成21年度 138団体、平成22年度 163団体

平成23年度 197団体

○地域日本語教育コーディネーター研修

日本語教育の中核的人材となる立場の者を対象に、研修を実施。

条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育

32百万円(35百万円)

定住支援施設において日本語教育や日本語教育相談を実施。

日本語教育に関する調査及び調査研究

5百万円(11百万円)

○諸外国における外国人に対する 自国語教育・普及施策に関する 調査研究

平成23年度 中国、韓国、台湾

平成24年度 カナダ、オーストラリア

平成25年度 ドイツ、フランス

○日本語教育に関する実態調査

日本語教育研究協議会等の開催

2百万円(3百万円)

○日本語教育研究協議会

○都道府県・政令指定都市等日本語教育担当者研修

省庁連携日本語教育基盤整備事業

9百万円(4百万円)

○日本語教育コンテンツ共有化推進事業

日本語教育に関する各種コンテンツを横断的に利用できるシステムを整備。

○日本語教育推進会議等

・日本語教育推進会議

(参加団体) 27団体、下記の7府省

・日本語教育関係府省連絡会議

(参加府省) 内閣府、総務省、法務省、外務省、文科省、厚労省、経産省

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

平成24年度予算額195百万円
(平成23年度予算額195百万円)

背景・課題

外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにするための施策（Ⅱ国の施策）を講じていく必要

地域

地域日本語教育実践プログラムA
○「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組

「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案等を活用し、地域の実情・外国人の状況に応じた以下の取組を行う。

- 〈日本語教室の設置・運営〉
- 〈人材の育成〉
- 〈教材の開発〉

平成24年度
64件

地域日本語教育実践プログラムB
○地域資源の活用・連携による総合的取組

地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組や、日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を行う。

平成24年度
21件

調査研究

地域日本語教育の総合的な推進体制の構築に関する実践的調査研究

日本での生活に必要な日本語を習得

外国人の円滑な社会生活の促進

文化庁

審議会報告・成果物の提供

文化審議会国語分科会が取りまとめた報告・成果物の提供を行う。

標準的なカリキュラム案
活用のためのガイドブック

教材例集
日本語能力評価について

地域日本語教育
コーディネーター研修
(東西2箇所)

一定の経験を有し、日本語指導者に対する指導的な立場を果たすことが期待される者等に対する研修を実施する。

成果の普及

事例の収集・カリキュラム案等の改善

文化庁ホームページにアクセス！

http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/kyouiku/seikatsusya/index.html



HOME > 国語施策・日本語教育 > 日本語教育 > 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

1. 事業の概要

本事業は、日本国内に定住している外国人等を対象とし、日常生活を営む上で必要となる日本語能力を習得できるよう、地域における日本語教育に関する優れた取組の支援、日本語教育の充実に資する研修及び調査研究を実施することにより、日本語教育の推進を図ることを目的として平成19年度から実施しています。平成24年度からは、事業の枠組みを変更して、次に掲げる事業を行うこととしています。

(1) 地域日本語教育実践プログラム(A)

「生活者としての外国人」に対する日本語教室の設置・運営、その実施のために必要な指導者等の人材の育成及び教材作成業務。

(2) 地域日本語教育実践プログラム(B)

多様な機関等との連携・協力を図り、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の体制整備を推進する業務。

(3) 地域日本語教育コーディネーター研修

地域において日本語指導者に対する指導的な立場を果たす者を対象とした研修業務。

(4) 地域日本語教育の総合的な推進体制の整備に関する調査研究

地域の実情に応じた日本語教育の総合的な推進体制の整備について、各地の取組の把握・分析及び推進体制の整備に関する効果を検証する調査研究業務。

2. 募集状況

平成24年度 地域日本語教育実践プログラム(A)及び(B)の募集について ※募集は終了しました

募集期間 平成24年5月11日(金曜日)消印有効

平成23年度事業委託先一覧

日本語教室設置運営

日本語指導者養成

ボランティアを対象とした実践的研修

平成22年度事業委託先一覧

日本語教室設置運営

こちらから、これまでの
事業委託先の取組についての
報告などを見ることができます。

財務省による予算執行調査について

(1) 概要

予算執行調査とは、財務省主計局・全国の財務局の担当者が、事業の現場に赴いたり、又は書面により、実際に予算が効率的かつ効果的に執行されているかといった観点から行う調査であり、調査結果については、公表されるとともに、概算要求等に反映することが求められる。

(2) 今回の調査対象

平成 23 年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

(3) 今回の調査の視点

- ① 本事業の実施体制、実施内容、事業対象、参加状況等の取組実績
- ② 本事業以外の文部科学省事業の取組状況
- ③ 受託団体、都道府県・政令指定都市の外国人に対する日本語教育の取組の状況（類似の事業の実施状況）
- ④ 本事業と他の取組との重複状況

(4) 実施スケジュール（予定）

調査票送付	4 月下旬
調査票の提出期限	5 月 11 日
調査結果の公表	7 月 3 日
概算要求への反映	8 月
調査結果を予算査定に反映	
調査結果の反映状況の公表	1 月（平成 23 年度実績）

(5) 調査結果（今後の改善点・検討の方向性）

- ① 受講者数が少ない講座が多く、講師の数が受講者数を上回っている事例があったことから事業運営について見直す必要がある。
- ② 謝金の実績単価水準が団体により大きな乖離があることから、謝金単価については、適切な金額設定を行う必要がある。
- ③ 子どものみを受講対象者としている講座が見受けられるが、これらについては、「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」で実施すべきではないか。
- ④ 看護師・介護士候補生等特定の職業従事者のみを受講対象者としている講座については、他の所管省庁で実施すべきではないか。
- ⑤ 都道府県・政令市 59 自治体のうち、47 自治体（79.7%）において外国人向け日本語教育等に関する取組が日本語教室の設置運営等の事業内容に重複が見られることから、国が主体となって委託を行う現在の事業の在り方について検討を行う必要がある。

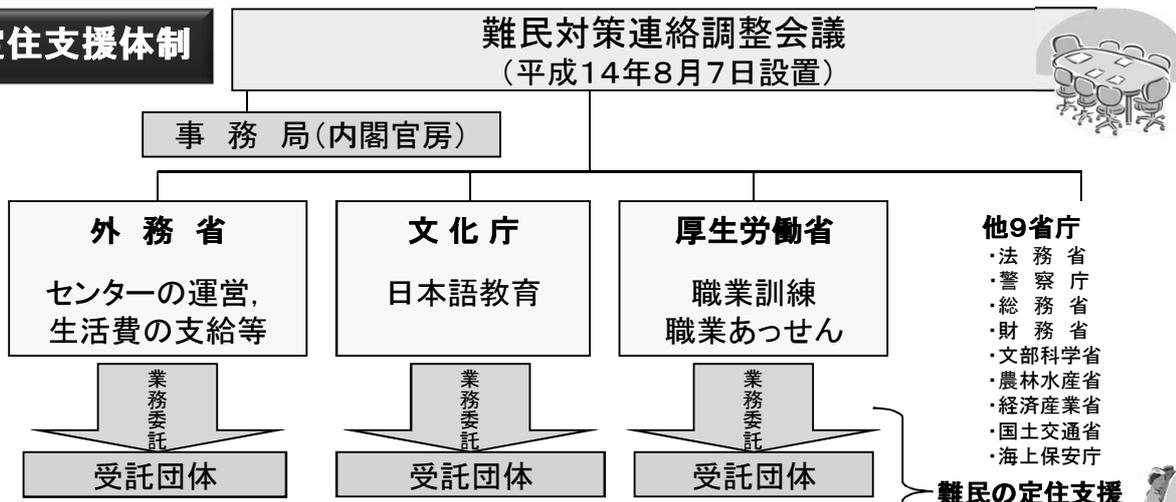
条約難民及び第三国定住難民 に対する日本語教育

経緯

条約難民に対する日本語教育 平成24年度予算額(平成23年度予算額) 15,300千円(18,730千円)
 第三国定住難民に対する日本語教育 平成24年度予算額(平成23年度予算額) 16,622千円(16,738千円)

- 平成14年 8月 閣議了解(難民対策連絡調整会議の設置, 条約難民に対する定住支援策の一つとして日本語習得のための便宜供与を行うこと等を了解)
- 平成14年 8月 難民対策連絡調整会議発足(インドシナ難民, 条約難民に対する支援策を検討)
- 平成19年11月 グテーレス国連難民高等弁務官が外務大臣・法務大臣へ日本がアジア初の第三国受入国になることへの期待表明
- 平成19年11月 官房長官から外務省へ前向きかつ迅速な検討を指示
- 平成20年12月 閣議了解(H22年度から3年間パイロットケースとして第三国定住難民の受入れの実施, 定住支援策の一環として日本語習得のための便宜供与の実施等を了解)
- 平成20年12月 難民対策連絡調整会議決定(第三国定住難民の受入れの具体的措置を決定)
- 平成22年10月 第三国定住難民(第一陣)に対して日本語教育を実施
- 平成23年10月 第三国定住難民(第二陣)に対して日本語教育を実施
- 平成24年 3月 難民対策連絡調整会議決定の改正(パイロットケースを3年から5年に延長)

定住支援体制



効果

- 難民の受入・定住促進による国際社会の一員としての責任の遂行
(※日本は昭和56年に「難民の地位に関する条約」, 昭和57年に「難民の地位に関する議定書」に加入, 第三国定住難民の受入れはアジア初。)
- 多文化共生の地域社会の形成

難民とは

インドシナ難民	昭和50年のベトナム戦争終結による新たな政治体制になじめず, インドシナ3国(ベトナム・ラオス・カンボジア)より国外へ脱出した者。[平成17年度受入れ終了]
条約難民	「難民の地位に関する条約」(昭和56年条約第21号)に定義された難民の要件(※)に該当し, 「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)によって認定された者。 (※)人種, 宗教, 国籍もしくは特定の社会集団の構成員であること又は政治的意見を理由に, 迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために, 又は受けることを望まない者。
第三国定住難民	難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を, 当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国に移動させることを第三国定住による難民の受入れと言い, これにより受入れられる者。自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとして位置付けられている。 (他に, 米国, オーストラリア, カナダ, スウェーデン, ノルウェー等が受入れを行っている。)

「第三国定住難民の受入れに関するパイロットケース実施の具体的措置について」

新旧対照表 (※パイロットケース実施期間, 対象キャンプ, 日本語教育関連部分)

平成 20 年 12 月 19 日

難民対策連絡調整会議決定

平成 24 年 3 月 29 日一部改正

	旧	新
パイロットケースの実施期間, 対象キャンプについて	<p>第1 パイロットケースの具体的な実施方法</p> <p>1 パイロットケースとして受け入れる第三国定住難民の人数等</p> <p>(1) 平成22年度から, 年に1回のペースで, 1回につき約30人(家族単位)の受入れを3年連続して行うこととする。</p> <p>(2) (1)により受け入れる第三国定住難民は, タイのメーラ・キャンプに滞在するミャンマー難民とする。</p>	<p>第1 パイロットケースの具体的な実施方法</p> <p>1 パイロットケースとして受け入れる第三国定住難民の人数等</p> <p>(1) 平成22年度から, 年に1回のペースで, 1回につき約30人(家族単位)の受入れを<u>5年</u>連続して行うこととする。</p> <p>(2) (1)により受け入れる第三国定住難民は, タイのメーラ, <u>ヌポ, 及び, ウンピアム</u>・キャンプに滞在するミャンマー難民とする。</p>
日本語教育について	<p>3 第三国定住難民定住支援施設退所直後に重点的に行う自立生活支援</p> <p>(2) 日本語教育相談員による定期的な指導・助言 第三国定住難民定住支援施設に日本語教育相談員を配した相談窓口を設け, 同施設退所後第三国定住難民に対し, 一定期間ごとに, その日本語能力を確認しつつ, 指導・助言を行い, 必要に応じ, 日本語教育を実施している地方公共団体や日本語ボランティア団体等に関する情報, 日本語教材に関する情報等, 第三国定住難民の自主的な日本語学習活動の参考となる情報を提供するとともに, 日本語教材を配布することとする。</p> <p>4 自立して生活する第三国定住難民に対する継続的な定住支援及び関連するその他の措置</p> <p>(4) 自主的な日本語学習に対する支援 第三国定住難民定住支援施設外での第三国定住難民の自主的な日本語学習を支援するため, 日本語教育を実施している地方公共団体や日本語ボランティア団体等に関する情報, 日本語教材に関する情報等, 第三国定住難民の自主的な日本語学習活動の参考となる情報の提供に努める。 また, 第三国定住難民の日本語学習を支援している日本語ボランティア団体等に対して, 日本語教材の配布や教授法の指導・研修などの援助に努める。 その他, 第三国定住難民のニーズ(要求・需要)等を踏まえ, 日本語教育相談事業の充実に努める。</p>	<p>3 第三国定住難民定住支援施設退所後の定住支援等</p> <p>(1) 第三国定住難民定住支援施設退所後6か月間における定住支援</p> <p>(イ) 日本語学習に対する支援 第三国定住難民定住支援施設に配した日本語教育相談員により, 同施設退所後の第三国定住難民からの相談に応じ, 日本語能力を確認しつつ, 指導・助言を行うなど, 日本語学習に関する相談への対応を行う。 また, 必要に応じ, 以下の支援を実施する。</p> <p>① 日本語教育に関する情報提供(日本語教育を実施している地方公共団体や日本語ボランティア団体等, 日本語教材等に関する情報)</p> <p>② 日本語教材の配布</p> <p>③ <u>日本語教育の実施(日本語教室の開催や指導者に対する研修等)</u></p> <p>(2) 上記6か月経過後の定住支援</p> <p>(ウ) 自主的な日本語学習に対する支援 第三国定住難民定住支援施設に配した日本語教育相談員により, 同施設退所後の第三国定住難民からの相談に応じ, 日本語能力を確認しつつ, 指導・助言を行うなど, 日本語学習に関する相談への対応を行う。 また, 以下の支援の実施に努める。</p> <p>① 日本語教育に関する情報提供(日本語教育を実施している地方公共団体や日本語ボランティア団体等, 日本語教材等に関する情報)</p> <p>② 日本語教材の配布</p> <p>③ <u>日本語教育の実施(日本語教室の開催や指導者に対する研修等)</u></p>



日本語教育推進会議等

背景

○外国人に対する日本語教育は、特別な事情のない限り生活していく上で日本語の習得が必要な我が国において、基本的にすべての外国人に共通の課題であり、政府においては、関係府省が、外国人政策の観点からそれぞれの目的に応じて日本語教育に関連する施策を推進している。

○日本語教育に関する具体的な事業は、関係府省の様々な関係機関等が、その目的等に応じ、主として対象者等別に実施。

○全体としての日本語教育施策・事業が必ずしも効果的・効率的に推進されていないという指摘がなされており、日本語教育を総合的に推進していく体制を整備する必要がある。

～政府文書～

●日系定住外国人施策に関する基本指針(平成22年8月31日)(抄)

4. 国として今後取り組む又は検討する施策
 <日本語で生活できるために必要な施策>
- ・日系定住外国人に対する日本語教育の総合的な推進体制を整備するとともに、地域の日本語教室や日本語学校等における日本語教育の充実を図る。 など
- 日系定住外国人施策に関する行動計画(平成23年3月31日)(抄)

2. 分野ごとの具体的施策
 (1)日本語で生活するために必要な施策
- ① 日本語教育の総合的な推進体制の整備等
 - a 日本語教育機関等を参集した日本語教育推進会議や関係府省の実務者からなる日本語教育関係府省連絡会議を開催し、日本語教育全般に係る取組の現状を把握するとともに、課題を整理するための情報交換を行う。 など

●「定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会」の意見を踏まえた文部科学省の政策のポイント(平成22年5月19日)(抄)

- VII 更に検討を要する課題
- 日本語教育の総合的推進
- ・地域における日本語教育の推進体制の充実
 - ・日本語学校をはじめとする日本語教育機関の充実
 - ・国際交流基金と我が国の大学等との連携・協力を通じた海外での日本語教育の推進など

対応

「日本語教育推進会議」、「日本語教育関係府省連絡会議」を開催し、政府全体の日本語教育の総合的推進を図る。(※いずれも、文化庁国語課が庶務を担当。)

① 日本語教育推進会議(平成24年1月23日(第1回)、平成24年3月12日(第2回)開催)

・関係府省及び関係機関等が集まり、日本語教育に関する具体的な取組の現状・課題を把握するとともに、情報交換等を行う。

② 日本語教育関係府省連絡会議(平成22年7月26日(第1回)、9月29日(第2回)、平成23年11月21日(第3回)開催)

・日本語教育全般に係る政府レベルでの取組についての現状を把握し、課題を整理するための情報交換を行う。

・関係府省実務者が参加。

諸外国における外国人に対する外国語教育・普及施策に関する調査研究 (日本語教育に関する調査及び調査研究)

平成24年度予算額: 5百万円の内数
(平成23年度予算額: 11百万円の内数)

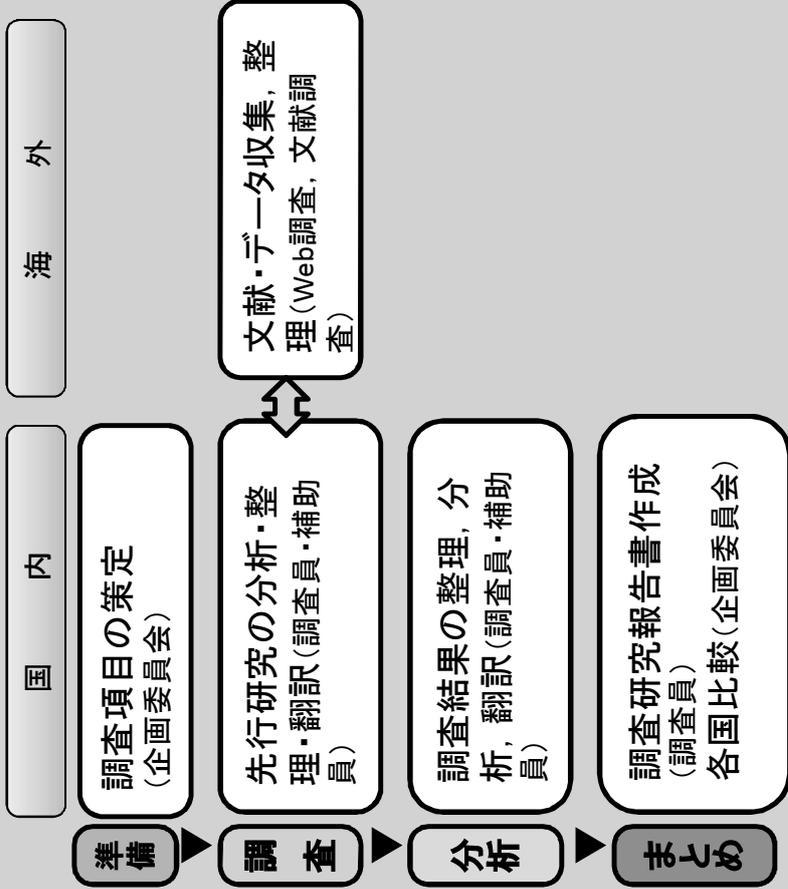
移民受入の先進国・地域における外国人に対する外国語教育・普及施策等について最新の状況を調査し、定住外国人の増加する我が国における日本語教育関連施策等の立案推進のための基礎資料とする。

※「諸外国における外国人受入れ施策及び外国人に対する言語教育施策に関する調査研究」(2003年3月)

イギリス・ドイツ・フランス・スウェーデン・オーストラリア・カナダ・アメリカ

※主な外国語教育・普及に関する法律・制度等の制定・改正・見直し イギリス・入国管理5か年計画(2005)ドイツ・新移民法(2007)
フランス・新移民法(2007) オーストラリア・システマティック・テスト(2007) 韓国・在韓外国人処遇基本法(2007) 中国・孔子学院(2004)

■調査の流れ (平成24年度)



■想定される主な調査内容

- ◇外国人受入施策
- ◇公用語・外国語の定義
- ◇外国人に対する外国語教育
- ◇外国語能力試験
- ◇国外への外国語普及
- ◇教員養成システム
- ◇言語教育・研究機関の役割 等

■全体計画

- ◇平成23年度 韓国・中国・台湾
- ◇平成24年度 カナダ・オーストラリア
- ◇平成25年度 ドイツ・フランス

■効果

- ◇我が国における外国人に対する日本語教育に関する効果的な制度設計・施策推進
- ◇起こり得る問題等の回避

日本語教育コンテンツ共有化推進事業

平成24年度予算額 9百万円の内数
 (省庁連携日本語教育基盤整備事業の一部)
 (平成23年度予算額 4百万円の内数)

- 「定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会」の意見を踏まえ文部科学省の政策のポイイント（平成22年5月19日・文部科学省）

Ⅶ 更に検討を要する課題

- 日本語教育の総合的推進
- ・ 地域における日本語教育の推進体制の充実
- ・ 日本語教育に関する各種情報の共有化（優良事例の収集等）

- 日系定住外国人施策に関する行動計画（平成23年3月31日・日系定住外国人施策推進会議）

2. 分野ごとの具体的施策

- (1) 日本語で生活できるために必要な施策

① 日本語教育の総合的な推進体制の整備等
 C. 政府内外の日本語教育関係機関等が持つ日本語教育に関する各種コンテンツについて情報を集約し、横断的に利用できるシステムを検討するとともに、平成22年に文化審議会国語分科会において取りまとめた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案のデータベース化を行い、インターネットを通じて提供する。（文部科学省）

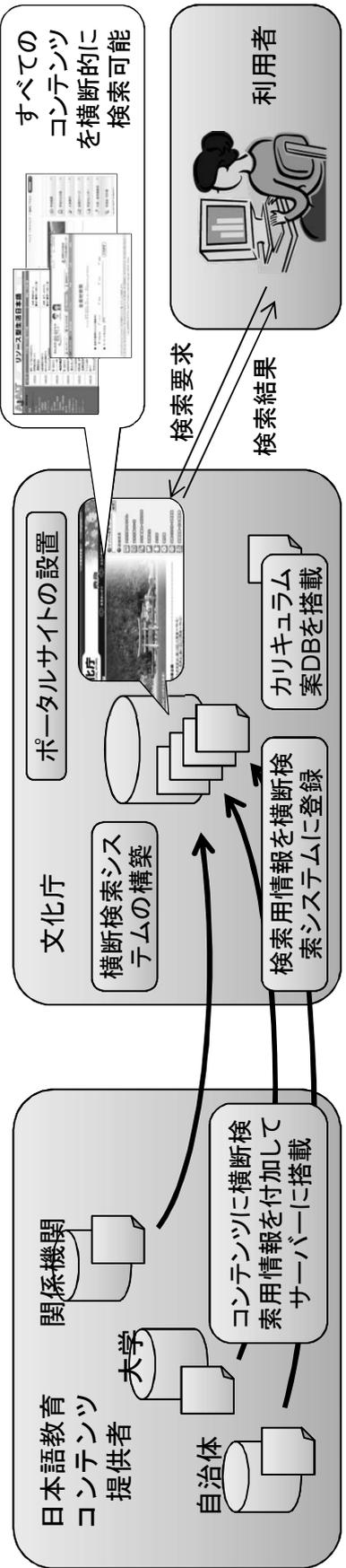
現状

日本語教育関係省庁・機関等が、それぞれの目的や対象者に応じて事業を実施し、各種資料・情報を作成・収集・提供している。全体として、それらのコンテンツを総合的・効率的に活用できる基盤が整備されていない。

日本語教育の総合的推進を図る基盤の整備が必要

日本語教育 コンテンツ 共有化システム

日本語教育に関する各種コンテンツ(教材, 論文, 報告書等)を共有し, 総合的・効率的に活用できるよう, ①信頼性のある情報を, ②確実に, かつ③効率的に探し出せ, 活用できる仕組みの構築



<メモ>

日本語教育施策説明

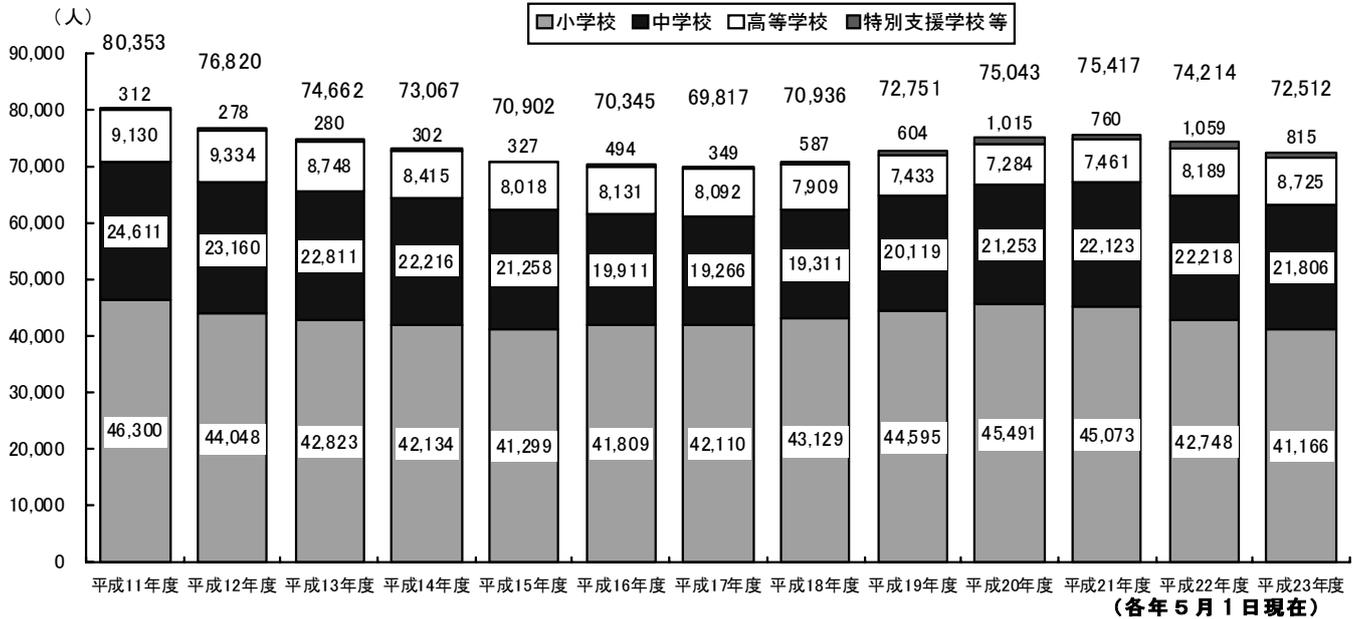
<文部科学省>



帰国・外国人児童生徒教育の充実について

○ 公立学校に就学する外国人児童生徒数の推移

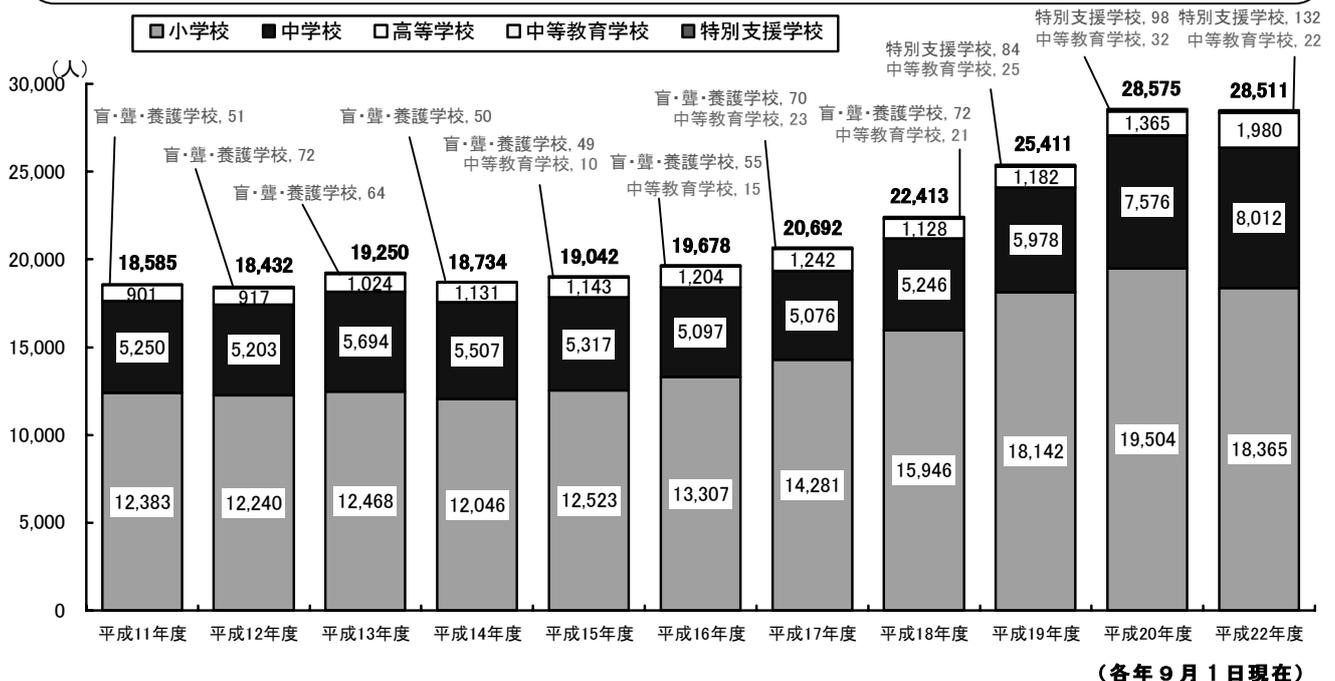
平成23年5月現在、公立の小・中・高等学校等に在籍している外国人児童生徒は、約7万3千人。近年は増加傾向にあったが、平成22年度以降減少している。



出典：文部科学省「学校基本調査」

○ 日本語指導が必要な外国人児童生徒数

平成22年9月現在、公立の小・中・高等学校等に在籍する外国人児童生徒のうち、日本語指導が必要な者は、約2万9千人在籍しており、調査開始以来最多となった平成20年度調査から若干減少しているものの、ほぼ横ばいである。



出典：文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

外国人児童生徒に対する支援施策について

①外国人児童生徒等への日本語指導の充実のための教員配置

○学級数等から算定されるいわゆる基礎定数とは別に、外国人児童生徒等の日本語指導を行う教員を配置するための加配定数を措置。

【義務教育諸学校】… 定数から算定される教員の給与費の1/3を国庫負担、2/3を地方交付税措置

(平成23年度予算:1,285人、平成24年度予算:1,385人)

【高等学校】… 定数から算定される教員の給与費は全額地方交付税措置

(平成23年度予算: 40人、平成24年度予算: 40人)

②日本語指導者等に対する研修の実施

独立行政法人教員研修センターにおいて、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長、副校長、教頭等の管理職及び指導主事を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施。(年1回、4日間、110名程度)

③就学ガイドブックの作成・配布

公立義務教育諸学校への就学の機会を逸することのないよう、日本の教育制度や就学の手続き等をまとめた就学ガイドブックをポルトガル語、中国語等7言語で作成(平成17年度)。教育委員会・在外公館等に配布したほか、文部科学省ホームページにも掲載。

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm)

④帰国・外国人児童生徒受入促進事業(補助事業)

※ 「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」のメニューの1つ。(平成22年度～)

○地域人材との連携による帰国・外国人児童生徒の学校への受入体制の整備。

(渡日後等)・外国人家庭に対する就学案内等の説明などを行う「就学促進員」の活用
(入学前後)・入学・編入学前に、日本の学校生活への適応指導や基本的な日本語指導等を行う「初期指導教室(プレクラス)」の実施
(入学以降)・日本語指導の補助や外国人保護者との連絡調整等を行う際に必要となる「外国語が使える支援員」の配置

等

(平成23年度予算 : 9,450百万円の内数、補助地域 : 35地域)

(平成24年度予算 : 8,516百万円の内数、補助地域 : 37地域)

⑤外国人児童生徒の総合的な学習支援事業

【実施内容】○3か年(平成22年度～平成24年度)

・「学校において利用可能な日本語能力の測定方法の開発」

・「日本語指導担当教員等のための研修マニュアルの開発」

○1か年(平成22年度)

・「適応指導・日本語指導等に関する体系的・総合的なガイドラインの開発」

「外国人児童生徒受入れの手引き」(平成23年3月)を全都道府県・市町村教育委員会等に配布したほか、文部科学省ホームページにも掲載。
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm)

・「地域の実践事例の集約と提供」

情報検索サイト「かすたねっと」を平成23年3月30日から公開開始
(<http://www.casta-net.jp/>)

(平成23年度予算 : 7百万円、平成24年度予算 : 8百万円)

外国人児童生徒受入れの手引き

【作成のねらい】

外国人児童生徒教育にかかわるそれぞれの立場の方が、どのような取組を行うことが必要かなどを明示することにより、外国人児童生徒に対する支援の継続性を確保するとともに、担当者同士の協力・連携を強化し、外国人児童生徒教育の一層の充実を図ることを目的として、本手引きを作成し、平成23年3月に発行しました。

外国人児童生徒の背景

外国につながる子どもが増加

出身国の違いなど生活・学習背景の多様化

多くの人の外国人児童生徒教育への関わり

特定地域から全国各地への広がりに



具体的な取組の指針の明示

それぞれの立場ごとの役割の明確化

担当者同士の協力・連携の強化

外国人児童生徒教育の一層の充実

支援の継続性の確保

【本書の構成】

序章: 本書のねらいと構成

第1章: 外国人児童生徒の多様性への対応

第2章: 学校管理職の役割

第3章: 日本語指導担当教員の役割

第4章: 在籍学級担任の役割

第5章: 都道府県教育委員会の役割

第6章: 市町村教育委員会の役割

外国人児童生徒は、出身国・地域やそれまでの学習歴など、一人一人の背景が異なっているため、外国人児童生徒の受入れには、多くの方々の協力が必要です。このことを踏まえ、本書は第2章～第6章のように、それぞれの立場の方の視点で構成しております。

本書により、それぞれの立場の方が、

- ・外国人児童生徒とどのようにかかわるか
 - ・外国人児童生徒の実態を捉えて、どのように実践的な指導を進めるか
 - ・家庭や地域のNPO、ボランティア組織、関係機関とどのようにかかわるか
- などについて、様々なヒントを得ていただくとともに、担当者が代わっても受入れの取組を継続して行っていたただけを期待しています。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

外国人児童生徒受入れの手引き

検索

帰国・外国人児童生徒教育のための情報検索サイト



目的

文部科学省では、教員を中心とする教育関係者が帰国・外国人児童生徒に対して、効果的に適応指導、日本語指導を行える環境づくりを支援するため、情報検索サイト「かすたねっと」を公開しています。

このサイトでは、帰国・外国人児童生徒の受入れ実績が豊富な教育委員会等作成の、「多言語の学校文書」や「外国人児童生徒教育のための教材」を、地域の実践事例として検索することができます。

トップページの
このアイコンから
検索してください



教材検索

文書検索

検索サイトについて

トップページのアドレス

<http://www.casta-net.jp>

(検索ツールの利用方法については裏面参照)

教材検索の例 ▶

運用協力機関

「かすたねっと」は文部科学省初等中等教育局国際教育課が運営主体となり、関西大学総合情報学部（情報検索システムの開発・管理）、国立大学法人豊橋技術科学大学情報メディア基盤センター（サーバーの提供・運用）との連携協力のもとで運用されています。



問い合わせ先

サイト運営に関すること

文部科学省初等中等教育局国際教育課 日本語指導係
TEL 03-5253-4111 (内線 2035)
FAX 03-6734-3738
E-mail kokukyo@mext.go.jp

リンク先の内容に関すること

「かすたねっと」に登録されている著作物の内容、著作権などに関することは、それぞれの公開主体（教育委員会等）にお問い合わせください。

教材検索ツール、文書検索ツールでは、それぞれのトップページに表示される「教材区分」「主題」「地域」「言語」といったカテゴリ内の項目を選択しながら候補を絞り込んだり、教材・文書中のキーワードで候補を絞り込んだりすることができます。検索対象(教材、文書)によってツールの表示内容は若干異なりますが、基本操作はどちらの検索ツールでもほぼ同じです。以下では、教材検索ツールを例として検索方法を紹介します。

全国で公開されている多言語の
教材検索

サイトトップ | 利用規約 | このツールについて

選択項目のリセット

検索

「このツールについて」リンクからも使い方の説明をご覧いただけます

■ カテゴリ項目による検索
「教材区分」「科目種別」等のカテゴリから、お探しの教材に該当する項目を選択(マウスでクリック)すると、条件に当てはまる教材一覧が表示されます。

科目種別
カテゴリ

教材一覧として表示された教材名をマウスでクリックすると、教材の詳細情報が表示されます。

選択された項目

教材区分	学校種	科目種別	区分	科目	教材名	文書数	地域
日本語指導 教科指導 14	小学校 7 中学校 13 高等学校	<input checked="" type="checkbox"/> 理科	教科指導	理科	「彩と武蔵の学習帳」第三節 理科編	5	埼玉県
			教科指導	理科	「彩と武蔵の学習帳」第三節 解答編	1	埼玉県
			教科指導	理科	JSLカリキュラム(中学校編)理科用語対訳一覧	7	全国
				理科	第4年理科学習指導案	1	兵庫県

全国で公開されている多言語の
教材検索

「かすたねっと」にキーワードサジェスト機能が新たに追加されて、キーワード検索がさらに使いやすくなりました!

(1) 入力ボックスにキーワードを入力する

(2) 教材名または教材本文中で用いられているキーワードが列挙されます

(3) キーワード候補をマウスで選択し、「検索」ボタンをクリックすると、その語を含む教材一覧が表示されます

■ キーワードによる検索
入力ボックスにキーワードを入力すると、教材名または教材本文中で用いられているキーワード一覧が表示されます(これをキーワードサジェスト機能といいます)。

言葉	件数
言葉	(42件)
言葉カード	(2件)
話し言葉	(7件)
言葉筆算	(3件)
書き言葉	(4件)
言葉言葉	(1件)
言葉教育出版	(1件)
画用紙言葉カード	(1件)
みんな言葉	(1件)
反対言葉	(1件)
月話し言葉	(1件)
大和言葉	(1件)
言葉遣い	(1件)

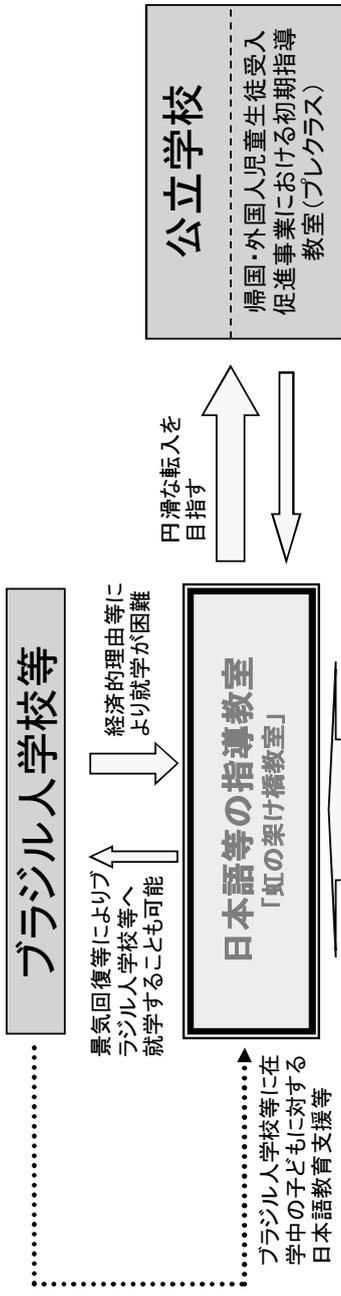
定住外国人の子どもの就学支援事業

平成21年度補正予算額：約37億円

概要

- ・景気後退により、不就学・自宅待機となっているブラジル人等の子どもに対して、日本語等の指導や学習習慣の確保を図るための場を外国人集住都市等に設け、主に公立学校への円滑な転入が出来るようにする。
- ・また、ブラジル人等の子どもを中心としたブラジル人等コミュニティと地域社会との交流を促進する。
- ・本事業は、平成26年度まで実施する計画である。

ブラジル人等の子どものための日本語指導等の実施



○役割：ブラジル人学校等・公立学校にも通っていない子どもを対象に日本語指導等を実施。（ブラジル人学校等に在籍する子どもも受入れ可能）
また、ブラジル人等の子どもを中心とした地域社会との交流事業を実施。

○対象：義務教育段階の子ども等

○期間：原則6ヶ月程度

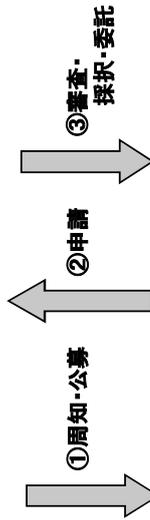
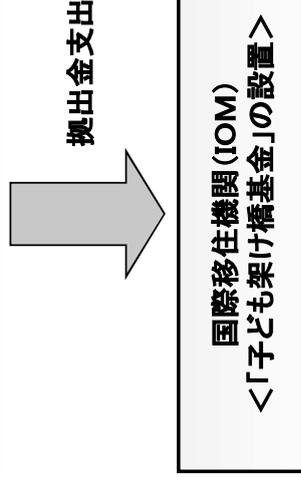
○場所：外国人集住都市等において実施

○内容：

- ・日本語指導等を行う教員等
- ・日本語指導や教科指導
- ・バイリンガル指導員（ブラジル人教員等も含む）
- ・ポルトガル語等の母語指導と教科指導の補助
- ・コーディネーター等

ブラジル人等の子どもへの公立学校への受入促進、地域社会との交流の促進等

文部科学省



地方公共団体等(外国人集住都市等)

不就学・自宅待機のブラジル人等の子どもを受入れ
・日本語等の指導
・学習習慣の確保



日本語等の指導教室
「虹の架け橋教室」



「定住外国人の子どもの就学支援事業」
2012年度 実施団体一覧

都道府県	実施団体名	主な活動場所
茨城県	NPO法人 国際社会貢献センター(常総)	常総市
	NPO法人 国際社会貢献センター(下妻)	つくば市
栃木県	NPO法人 SAKU・ら	真岡市
群馬県	NPO法人 多言語教育研究所	伊勢崎市
東京都	一般社団法人 レガートおおた	大田区
	NPO法人 多文化共生センター東京	荒川区
	NPO法人 青少年自立援助センター	福生市
神奈川県	社会福祉法人 青丘社(※)	横浜市
	NPO法人 日本ペルー共生協会	大和市
長野県	NPO法人 伊那国際交流協会	上伊那郡箕輪町
岐阜県	美濃加茂市教育委員会	美濃加茂市
	NPO法人 可児市国際交流協会	可児市
静岡県	NPO法人 ARACE	浜松市
	学校法人 ムンド・デ・アレグリア学校	浜松市
	NPO法人 日本インターネットスクール協会(焼津)	焼津市
	NPO法人 日本インターネットスクール協会(菊川)	菊川市
愛知県	学校法人 カンティニーニョ学園	豊橋市
	豊川市	豊川市
	学校法人 イーエーエス伯人学校(碧南)	碧南市
	NPO法人 トルシーダ	豊田市
	国立大学法人 愛知教育大学	豊明市
三重県	鈴鹿市教育委員会	鈴鹿市
滋賀県	NPO法人 外国籍住民自立就労協会	近江八幡市

※NPO法人 ABCジャパン、NPO法人 多文化共生教育ネットワークかながわとの共同申請 以上23団体

「定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会」の意見を踏まえた 文部科学省の政策のポイント

平成22年5月19日
文 部 科 学 省

I はじめに

平成2年に出入国管理に関する法令改正が行われ、就労制限のない定住の在留資格で日本に居住するブラジル人等が近年急激に増加した。しかしながら、平成20年下期以降、経済情勢が悪化する中で、不安定な雇用形態で就労する日系人の雇用、住居、子どもの教育等の課題が顕在化した。

文部科学省では、平成21年12月に「定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会（主宰：中川正春文部科学副大臣）」を設置し、有識者等から意見を伺った。そのうち、喫緊の課題として、日系人等のいわゆるニューカマーと呼ばれる外国人の子どもの就学や留学生に対する日本語教育等に焦点を絞って、今後の政策のポイントを取りまとめた。

II 定住外国人の子どもの教育等に関する基本方針

[ポイント]

日本語指導の充実等を図るとともに、制度面についての検討を行い、小中学校に入りやすい環境を整備する。また、外国人学校の各種学校・準学校法人化を促進する。さらに、留学生に対する日本語教育等の体制の充実を図る。

定住外国人の子どもの教育については、公立学校とブラジル人学校等の外国人学校で行われており、どちらを選択するかは、子ども・保護者の判断に委ねられるべきである。

日本での滞在の長期化・定住化傾向が見られることを踏まえ、就学機会を確実に確保するために、公立学校については、「入りやすい公立学校」を目指し、これを実現するための日本語指導、適応支援、進路指導等の受入れ体制を整備する。外国人学校については、経営を安定させ、充実した教育内容を提供できるように、各種学校・準学校法人化を促進する。また、定住外国人の大人や不就学の子どもの等に対応するため、学校外における日本語指導等の学習支援を促進するとともに、留学生に対する日本語教育や就職支援の充実を図る。

Ⅲ 「入りやすい公立学校」を実現するための3つの施策

[ポイント]

公立学校に定住外国人児童生徒が存在することを前提に、「入りやすい公立学校」を実現するために、主に3つの施策を充実する。

- －第一に日本語指導の体制の整備
- －第二に定住外国人児童生徒が、日本の学校生活に適応できるよう支援体制を整備
- －第三に公立小中学校へ入学・編入学する定住外国人児童生徒の受入れ体制について、制度面の検討を含め、環境整備を行うとともに、上級学校への進学や就職に向けた支援を充実

1 日本語指導の体制の整備

- 日本語指導と教科指導を統合した指導方法（J S Lカリキュラム）の普及、適応指導・日本語指導等に関するガイドラインの作成、日本語能力の測定方法及び教員研修マニュアルの開発。
- 日本語指導については、各地で既に使用されている指導法や教材のうち優れたものに関する情報や外国人児童生徒への対応のノウハウや経験を集積し、共有化を図るとともに、IT技術等を活用しながら、全国に提供。
- 外国人児童生徒に対して日本語指導を行う教員については、日本語指導を必要とする定住外国人児童生徒に対し、きめ細かな教科指導の充実を図ることができるよう、当面、本年8月を目途に行われている「今後の学級編制及び計画的な教職員定数の改善に関する検討」の中で、日本語指導に係る加配定数の拡充について検討を行うとともに、今後、外国人児童生徒の実態把握に努め、将来需要に対応した定数改善や配置基準の明確化について検討を行う。
- 日本語指導に関わる人材に対する支援については、適応指導・日本語指導等に関するガイドラインを作成するとともに、日本語能力の測定方法を開発し、その周知・共有化を進めていく中で、外国人児童生徒の現状を正確に把握し、人材の需要を予測して、対応する必要がある。また、日本語指導に携わる教員の養成については、今後、教員の資質向上方策の抜本的見直しの中においても検討される必要がある。当面は、人材確保のため現職教員の日本語指導能力の向上を図る。このため、大学等による日本語指導能力の向上を図る履修証明プログラムの充実等を検討。

- 学校外でも日本語が学べるように、平成21年度補正予算で開始された「虹の架け橋教室」事業において、公立学校に在籍する外国人児童生徒に対する日本語指導も対象とし、3年間の期限付とされている同事業終了後の継続を検討。
- 2 適応支援等の体制の整備
- 定住外国人児童生徒や親の相談相手になり、日本語能力が不十分な親の支援を行う、要員の配置の促進が必要。地方自治体においては、この人員の活用により外国人児童生徒の保護者に対し、日本の教育制度、学校の教育方針等について情報を分かりやすく、かつ伝わりやすい方法で提供することが必要。この場合、定住外国人児童生徒等に円滑な支援を行うため、たとえば、バイリンガルその他の専門的能力を有する人材とスクールソーシャルワーカー等の人材の連携が必要。
- 3 受入れ体制の環境整備及び上級学校への進学や就職に向けた支援の充実
- 学習指導要領等において定める外国人児童生徒に対する指導上の配慮事項について、教育委員会や学校への周知・徹底を図る。
 - 外国人児童生徒の日本語能力等に配慮した弾力的なカリキュラムの編成など制度面についての検討や、学齢を超過した者を含め、入学・編入学させたり、その際に下学年へ受入れたり、就業実態を踏まえ、必要な場合には、いわゆる夜間学級を活用したりするなど、小学校または中学校に入りやすい環境の整備を促進。
 - 中学校を卒業していないなどの場合において、高等学校に進学する際に必要となる中学校卒業程度認定試験について、定住外国人の子ども等が受けやすくなるよう、更なる配慮を行うことを検討。
 - 高等学校への受入れについては、定時制、通信制の活用も含め、日本語指導をはじめ、幅広い受入れ環境の整備を支援するとともに、就業体験などのキャリア教育を推進。
 - 特に日本語能力が十分でない定住外国人児童生徒等に対する進学や就職の支援を充実するため、地方自治体におけるバイリンガルその他の専門的能力を有する人材確保を支援。

IV 学校外における学習支援

[ポイント]

子どもだけでなく、大人に対する日本語学習についても充実を図る。

- 子どもだけでなく、定住外国人の大人に対する日本語指導についても、日本語能力評価基準、標準的なカリキュラム及び教材を作成するとともに、大学や日本語学校等と連携し、これらの周知・活用等により日本語学習の充実を図る。
- 公立学校の授業について行けない児童生徒や外国人学校に在籍して日本語学習の機会が十分でない子ども、あるいは不就学・不登校になっている子どもに対して、補完的な学習の機会を提供し、確実な就学につなげていくため、平成 21 年度補正予算で開始された「虹の架け橋教室」事業について、3 年間の期限付とされている同事業終了後の継続を検討。
また、就学前の子ども等を本事業の対象にするかどうかについては、速やかに、検討。

V 外国人学校における教育体制の整備

[ポイント]

ブラジル人学校等が充実した教育内容を提供できるようにする。

- ブラジル人学校等の経営を安定させ、充実した教育内容を提供できるように、各種学校・準学校法人化を促進する必要がある。このため、認可権を有する都道府県に対して、適切な範囲内での基準の適正化を引き続き求めていく。
- ブラジル人学校等に在籍している子どもについても、日本社会で生活していく上で日本語の習得が必要不可欠であるので、学校外での日本語学習の機会を充実。

VI 留学生に対する日本語教育や就職支援

[ポイント]

留学生に対する日本語教育や就職支援の抜本的な充実を図る。

- 大学において入学後の留学生の教育をスムーズに行えるよう、母国において e-ラーニングを活用することや、海外の大学や国際交流基金（さくらネットワーク）等とも連携し、渡日前の留学生に対する日本語教育を充実。

- 産業界とも連携し、就学支援のためのプログラム等の構築を進めるとともに、留学生に対して優れた就職のための日本語教育を行っている大学等への支援。
- eラーニングを活用した日本語の遠隔教育等を行う大学等への支援。
- 日本の大学を卒業した留学生が日本社会に定着し、活躍できる場を提供するために、地域においても産学官連携による就職支援や受入れ、在留期間の見直し、就職の際の在留資格の弾力化等（調理師、美容師等の職に就く場合に一定の実務経験がないと在留資格が得られない等）の総合的な推進体制の構築。
- 母国と日本との架け橋となる帰国留学生の活用を図るため、大学において卒業後も含めた留学生情報の整備及び同窓会組織への支援。

VII 更に検討を要する課題

[ポイント]

以下の課題には、関係府省庁、自治体等の関係機関が連携して総合的に取り組むべく、今後、検討を行う必要がある。

- 外国人の受入れに関する基本方針の策定（日本語教育、子どもの教育、雇用、職業訓練、社会保障、住宅等）。
- 外国人の子どもの教育課題に対処するための関係機関との連携の在り方。（行政とNPO法人との情報・課題共有、国・地方自治体・企業等による基金の創設等）
- 外国人に対する行政サービスの在り方（ワンストップサービスでの対応、地方自治体間の行政サービスの格差の是正、地方自治体における外国人の生活全般に関わるソーシャルワーカーの育成の支援等）。
- 日本語教育の総合的推進
 - ・地域における日本語教育の推進体制の充実
 - ・日本語教員等の養成・研修のあり方
 - ・日本語学校をはじめとする日本語教育機関の充実
 - ・日本語教育に関する各種情報の共有化（優良事例の収集等）
 - ・外国人研修生、技能実習生等に対する日本語教育の充実（日本語学校等の活用）
 - ・国際交流基金と我が国の大学等との連携・協力を通じた海外での日本語教育の推進
- 外国人学校の法的な位置付け及び日本語教育への支援。

<メモ>

文化審議会国語分科会
日本語教育小委員会における
審議状況の説明



文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議状況の説明

- テーマ：「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案等の成果物に関する報告
- 趣 旨：「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案等，日本語教育小委員会の成果物及び審議状況について報告する。

○説明者

西原 鈴子（にしはら すずこ）

元東京女子大学教授
独立行政法人国際交流基金日本語教育センター所長
文化審議会国語分科会日本語教育小委員会主査



プロフィール：

専 門：応用言語学，日本語教育学

略 歴：アメリカ，インドネシア，オーストラリア，

日本で日本語教育に従事した後，昭和 61 年から国立国語研究所勤務。
日本語教育センター第二研究室長，日本語教育指導普及部長を経て，
平成 10 年から平成 21 年 3 月までは東京女子大学教授。平成 13 年
から平成 17 年まで日本語教育学会長を務める。

文化審議会では，平成 19 年から国語分科会日本語教育小委員会主査を
務めている。また，平成 21 年から平成 23 年まで文化審議会長を務める。

主著書：『Japanese I, II』（放送大学，共著）

『Cross-cultural Pragmatics and the Japanese Language』
（自治体国際化協会他）



文化審議会国語分科会日本語教育小委員会

平成19年7月 定住外国人の増加を受け、文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置。

平成21年1月【報告書】「日本語教育の充実に向けた体制整備と「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等の検討」
①体制整備⇒国・都道府県・市町村の役割分担、②各機関の連携協力の在り方、③コーディネート・機関・人材の必要性、④日本語教育の内容の大枠の提示 ※④に基づき、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法について検討。

【検討1】「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法の検討

「外国人が地域で生活できるようになり、社会参加できるようにするために必要な日本語教育の考え方、各地での工夫・応用の仕方を以下の具体物を通して提示。

H22.5.19

①「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な力リキュラム案について

・「知る」ではなく「できるようになる」ことが期待される生活上の行為を提示。
・各々が地域の実情に合わせて、独自のプログラムを作るための案。

H23.1.25

②「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な力リキュラム案について活用するためのガイドブック

・地域の実情把握からプログラム開発・実践まで、カリキュラム案に準拠し、地域の日本語教育の展開する上で必要な手順を提示。

H24.1.31

③「生活者としての外国人」に対する日本語教育の教材例集

・生活の基盤形成・社会参加につなげる日本語教育の教材を例示。
・各々が地域で工夫を加え、外国人の地域社会への参加につなげるためのアイデアを指導ノートに記載。

H24.1.31

④「生活者としての外国人」に対する日本語教育における日本語能力評価

・日本語教育の実践と関連付けた評価の在り方について提案。日本語能力の把握を行う方法と学習履歴・能力を記録するファイルを提示したものを。

H24年度中

⑤「生活者としての外国人」に対する日本語教育の指導力評価についての検討

・人材育成や日本語教育プログラム改善のための指導力評価の在り方について日本語教育小委員会に「指導力評価に関するワーキンググループ」を設置し、検討中。(平成24年5月28日～)

各地域において、上記成果物を活用して各地域の実情に応じた日本語教育を展開し、日本語教育を通じて、外国人が地域社会とつながり、外国人の社会参加(エンパワメント)・多文化共生社会につながることを期待。

【検討2】日本語教育に関する課題の検討

・日本語教育小委員会に「課題整理に関するワーキンググループ」を設置し、日本語教育に関する課題の洗い出し、整理を実施。
(平成24年5月28日～)



カリキュラム案等のダウンロードの仕方について

○文化庁ホームページ(トップページ)

文化庁 AGENCY FOR CULTURAL AFFAIRS

東日本大震災 関連情報

- 東日本大震災から4年を迎えて
- 被災文化財の救援と修復に協力(文化庁長官メッセージ)
- 被害を受けた文化財

① 「国語施策・日本語教育」をクリック

② 「日本語教育」をクリック

○カリキュラム案等掲載ページ

(i) カリキュラム案、ガイドブック、教材例集、能力評価の報告書をそのままダウンロードすることができます。

<以下の項目をクリックすると、ダウンロードのページが表示されます。>

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的カリキュラム案について (PDF形式(1.17MB))

※A4版、全162ページ

※14ページ～83ページは見開きになっていますので印刷の際、御注意ください。

※なお、冊子の入手については下を御覧ください。

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的カリキュラム案 活用のためのガイドブック (PDF形式(2.77MB))

※A4版、全75ページ

※「標準的カリキュラム案」で扱う生活上の行為の事例の各言語版(54ページ～65ページ)については、その部分のみからダウンロードすることができます。

日本語版 (PDF形式(216KB)) 中国語版 (PDF形式(208KB)) 英語版 (PDF形式(96KB)) 韓国・朝鮮語版 (PDF形式(404KB)) ポルトガル語版 (PDF形式(80KB)) スペイン語版 (PDF形式(108KB))

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的カリキュラム案 教材例集 (はじめに)

01 健康を保つ

(01) 医療機関で治療を受ける

教材例集1-1 (WORD形式(1.67MB)) 教材例集1-2 (WORD形式(468KB)) 教材例集1-3 (WORD形式(4.51MB)) 教材例集1-4 (WORD形式(1.88MB)) 教材例集1-5 (WORD形式(2.23MB)) 教材例集1-6 (WORD形式(3.03MB)) 教材例集1-7 (WORD形式(1.04MB))

(ii) カリキュラム案、教材例集のデータベースを搭載。必要な部分を検索して、ダウンロードすることができます。

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的カリキュラム案データベースシステム

文化庁文化財保護課
電話:03(6283)411(代表)

○カリキュラム案等データベースシステム

データベースシステムは「生活者としての外国人」に対する日本語教育のカリキュラムや教材を検討する際に参考となる学習項目の検索や教材例集を検索するためのものです。
(詳しくは「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的カリキュラム案データベースシステムについて」を御覧ください。)

検索方法選択画面

検索方法を選択してください。

分類から検索する

キーワードから検索する

詳細な条件を設定して検索する(複合検索)

「標準的カリキュラム案データベースシステムの活用方法

利用方法

- 検索方法を指定してください(当画面)
- 各検索画面で検索条件を入力し、検索を行ってください。
- 検索条件に該当するカリキュラム案が表示されます。
- 左側から検索条件を絞り込んでください。また、右側に表示された検索結果をクリックすることで詳細な画面を見ることができます。
- ご使用のパソコンでJavaScriptの機能が無効に設定されている場合は、一部機能の動作しない場合があります。JavaScriptの設定方法についてはこちらを参照してください。
- 本システムをご利用の際はウィンドウの幅を800ピクセル以上にご設定ください。
- 著作権については、こちらを御覧ください。

○文化庁ホームページ(日本語教育)

文化庁 AGENCY FOR CULTURAL AFFAIRS

日本語教育

- 地域における日本語
- 地域日本語教育
- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育
- 親子参加型日本語
- 日本語教育のリンク
- 日本語教育の標準的カリキュラム案 活用のためのガイドブック、教材例集、日本語能力評価について
- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的カリキュラム案データベースシステム

③ 「日本語教育のリンク」をクリック

(i) 「カリキュラム案、ガイドブック、教材例集、能力評価」(⇒右上へ)

(ii) 「データベースシステム」(⇒右へ)

パネルディスカッション

地域日本語教育と住民の社会参加

－外国人住民の視点から考える－



◎ファシリテーター

^{たむら} ^{たろう}
田村 太郎（特定非営利活動法人多文化共生センター大阪 代表理事）

○パネリスト

1. 地域で働く一文字を学び，介護職へー

^{ぐんじ}
軍司 マリヴェル（特別介護支援施設キングス・タウン 介護ヘルパー）

^{もり} ^{まさよし}
森 正義（特別介護支援施設キングス・タウン 施設長）

2. 地域へ情報発信！コミュニティーラジオの力

^{すもと}
須本 エドワード（特定非営利活動法人エフエムわいわい ラジオパーソナリティー）

^{きむ} ^{ちあき}
金 千秋（特定非営利活動法人エフエムわいわい 総合プロデューサー）

3. バイリンガル講師として地域の子どもたちと

^{さかもと} ^{ひろみ}
坂本 裕美（群馬県太田市立九合小学校 バイリンガル教員）

^{いとう} ^{ゆか}
伊藤 由佳（群馬県太田市立南中学校/太田小学校 バイリンガル教員）

4. 被災地支援—難民だからわかること—

マウン・ミョウ・ミン・スウェ（東京大学大学院生）

^{たなか} ^{しほ}
田中 志穂（特定非営利活動法人難民支援協会 広報部チームリーダー）

●パネリストへの質問は 12 時 30 分までにポストへ●

本パネルディスカッションでは，フロアの皆様からのパネリストへの質問を受け付けています。「パネルディスカッション質問用紙」を昼休み（12:30）までに会場入り口の回収ポストに投函してください。

皆様からの御意見，御質問をお待ちしています。

<メモ>

〔パネリスト1〕

○地域で働く—文字を学び、介護職へ—

軍司 マリヴェル (ぐんじ マリヴェル)

特別養護老人ホーム キングス・タウン
介護ヘルパー



プロフィール：

フィリピン出身。気仙沼在住。二児の母。介護施設で掃除の仕事をしていたとき、介護ヘルパーを見て自分もやってみたいと思っていた。震災で、勤めていた水産加工工場が流され、仕事がなくなり、困っていたとき、NPO から就労支援の話があり、介護の仕事にチャレンジすることを決意。気仙沼市役所「小さな国際大使館」の日本語教室で文字を学び、「やさしい日本語」でのヘルパー資格の講座を受講。介護ヘルパー2級資格を取得。2012年1月から特別介護施設キングスタウンで介護ヘルパーとして働く。

はじめは介助など現場の仕事だったが、4月からはパソコン操作や書類関係の業務も担当することになり、漢字と格闘中。ケアマネージャーや介護福祉士を目指して、勉強を続けている。最近嬉しかったことは、利用者の方に「外国人だなんて全然わからなかった。うそでしょ？こんな遠くまでよく来てくれたね」と声をかけてもらったこと。

森 正義 (もり まさよし)

社会福祉法人 キングス・ガーデン宮城
特別養護老人ホーム キングス・タウン 施設長



プロフィール：

1949年宮城県生まれ。牧師養成機関教員を経て、1996年より社会福祉事業に転身。現在、3つの社会福祉法人の役員として、高齢者介護、障害者支援、子育て支援に関わる。平日は気仙沼、土日は仙台圏で活動している。

主な社会的活動は、宮城県身体障害者福祉協会会長、気仙沼介護サービス法人連絡協議会会長、気仙沼市精神保健福祉協力会会長など。また、気仙沼市内の2つの看護学校の講師として、哲学と倫理学を教えている。

震災後は、日本障害フォーラム宮城（JDF宮城）会長を務め、宮城県内60以上の障害者当事者団体や事業者団体を結集して、復興支援に取り組んでいる。フィリピン人留学生（東北大学）のホストファミリーとして、家族ぐるみで交流した経験がある。

○私たちの社会参加

<外国人住民の視点から>

私のように、出産・育児・介護・仕事のために忙しく、教室で長い時間日本語を勉強する機会があまりないまま、生活しながら日本語を身につけた外国人女性は多くいます。会話にはあまり不自由しませんが、読み書きが苦手なまま、掃除や工場などの仕事をしている人が多いです。今回、日本で介護の仕事をするための資格を取ることは大きなチャレンジでした。私たちの目標を応援してくれる方々が日本語教育や介護講座、就職訓練をしてくれたおかげで今、気仙沼や陸前高田の仲間が地域の介護施設でヘルパーとして専門的な仕事ができています。毎日、どうしたら利用者さんの痛みを和らげることができるか、どうしたらもっと楽しく過ごしていただけるかと考えながら、勉強して工夫することが楽しいです。今、この仕事にやりがいを感じています。

<日本人住民の視点から>

日本人と結婚した彼女たちは、地域社会の中で生活しており、基礎的な日本語力（さらに気仙弁も）を身につけ、義父母の介護にも関わった経験も持っています。また、気持ちが優しく、努力家で、誠実な働きぶりで利用者との関係も良好です。介護は、身体介助のスキルよりも、コミュニケーション力が大切です。利用者も、彼女らが外国人であることを理解しています。労働人口が減少する地方では、地元で根ざした彼女たちが介護を担う貴重な人材となっています。

漢字を苦手としていますが、今後はサービス提供記録に関するPC操作や書類作成、夜間勤務など徐々に仕事の幅を広げてスキルアップしてほしいと思います。その向上心は既に十分感じています。

メモ：

〔パネリスト2〕

○地域へ情報発信！コミュニティラジオの力

須本 エドワード（すもと エドワード）

特定非営利活動法人エフエムわいわい
ラジオパーソナリティー
特定非営利活動法人ミックスルーツ・ジャパン代表



プロフィール：

ベネズエラ生まれ関西育ち。

国際機関でコミュニティベースの開発事業やエネルギー政策に関わる一方で、「ミックスルーツ」というキーワードで文化的・人種的に日本+αな多様なルーツを持つ人々のソーシャルネットワークを築き、ボランティア活動、映画祭、音楽祭や学術研究会など幅広い活動を実施している。個人の声の発信と表現を促しながら、学術的な分析などを通じた日本に似合った多文化社会モデルを考え、政策提言するために複数の大学と連携してフォーラムなどを開催している。

また、「要支援者」と「多文化市民」の区別を指摘し、自身の様な「ハーフ」や移住第2世代以降で地域に根差して育ち生活をする人々の参画による多文化社会政策を推進し、日本の社会力や文化力の共有、「共生」から「共同」への意識転換を訴える。

金 千秋（きむ ちあき）

特定非営利活動法人エフエムわいわい
総合プロデューサー



プロフィール：

神戸生まれの神戸育ち。父方は祖母の代から北野在住。多様な国籍の人々が共に住む環境にあった。在日コリアン2世との結婚で、北野の外国人コミュニティとは違った社会的背景をもつ在日の世界を知る。

1995年1月17日の震災で大阪生野の在日コリアンの支援と提言で生まれたFMヨボセヨの活動とその後のカトリックたかとり教会でのベトナム語を中心とするFMユーマン、そしてコミュニティラジオFMわいわいに変遷する中であって多文化共生社会構築の取り組みに参画するようになる。3年前から文科省の科学研究費助成事業で実施されている「ジェンダーと災害復興」の研究会の一員。メディアと外国人女性の目線での災害復興の制度設計に携わっている。

○私たちの社会参加

<外国人住民の視点から>

「ミックスルーツラジオ」はFM わいわいを通して2008年から放送を始めています。各番組で多文化なルーツを持つ方々のインタビューを放送し、これまでの4年間で国内外からの知見をグローバルに共有しています。世界各国の地域のミックスルーツな人々の声を発信することで、日本に似合った多文化社会モデルを考えるための社会対話を促進しています。そのなかで、日本社会に根差して育ってきて生活を送っている我々多文化市民と社会全般を繋げています。彼らの声を拾うことは、彼らが帰属するコミュニティや地域の事情、またそれに訴えかけたい課題、成功例を知るきっかけとなります。

私が運営する任意ボランティア団体「ミックスルーツ・ジャパン」は青少年向けのワークショップや大学と連携した学術フォーラムのみならず、様々な社会層と世代の人々が気楽に交流できる音楽祭や映画祭を企画し、地域では家族向けのイベントなども企画しています。ラジオはこれらの記録をアーカイブし発信し続けるツールであり、ひとつずつの声を拾って世界に発信してフィードバックをもらう重要なツールです。

<日本人住民の視点から>

コミュニティラジオの世界的認識は、コミュニティの人々が所有し、運営し、発信する「まちづくり」のツール、地域社会にある多様な生き方を顕在化する「場」であり、その多様さを起因とする問題があるのなら、その解決のための道筋を探し出す「場」でもあります。災害時は日常の中に埋没しがちな様々な違いが一挙に噴出するため、問題解決の大きなチャンスとも言えます。95年阪神・淡路大震災時に在日コリアンの提案を受けて生まれたFM わいわいもそれを目的としています。その後の17年間、年齢・国籍・思想・学歴・経済的立場など、違いを持つ人々が集い、語り合い、当事者自らが内在する可能性を掘り起こし、いろいろなコミュニティを生み出しました。ミックスルーツの次世代を築く若者たちの番組とは日本・世界を繋ぐ多メディア配信を協働で行っています。

メモ：

〔パネリスト3〕

○バイリンガル講師として地域の子どもたちと

坂本 裕美（さかもと ひろみ）

群馬県太田市立九合小学校



プロフィール：

ブラジル日系2世

1989年から1996年、本国で、日本語教師

1998年から2001年、長野県でJETプログラム国際交流員

2001年から2003年、長野県で在日ブラジル人学校教員

2004年から、群馬県太田市立九合小学校バイリンガル教員

群馬県立太田フレックス高等学校非常勤講師ポルトガル語を担当する。

2009年 公立小中学校に通っているブラジルの子どもたちの母語保持教室 VAMOS PAPEAR「おしゃべりしよう！」を設立し、地域を意識した活動のコーディネートに取り組んでいる。

伊藤 由佳（いとう ゆか）

群馬県太田市立南中学校

群馬県太田市立太田小学校



プロフィール：

2001年から2004年 サンパウロ州ピラール・ド・スール市にある日系社会に設けられた日本語学校において、日系子弟（3世、4世）を対象に日本語及び日本文化教育に携わる。主に8歳から10歳の日本語指導を担当。

2004年から2010年 セアラ州立大学言語学部附属言語センターにて、日本語教育に携わる。学生のほとんどは16歳から22歳の学生で、クラスは主に上級クラスを担当。教師養成グループの立ち上げ、日本語講座コーディネーターとともに日本語教師の育成活動にも取り組んだ。

2012年 バイリンガル教員として太田市教育委員会に採用される。現在小学校と中学校に勤務し、外国籍児童生徒の日本語指導、日本の公立学校に適應するための指導を行う。同時に地域の異文化交流活動にも取り組み始めている。

※バイリンガル教員：群馬県太田市が任用しているバイリンガル教員は、児童生徒の母語が運用できるだけでなく、教員資格を有する者で、児童生徒の母語と日本語、そして教科指導に対応している。

○私たちの社会参加

私たちバイリンガル教員は、太田市教育委員会より太田市内にある公立学校に派遣され、外国籍児童、特にブラジルから来た児童生徒及び家庭に対し、学校及び社会への適応・参加に関する支援をしています。

また、自主的な活動の一環で、「Vamos Papear（おしゃべりしよう!）」という母語保持を目的としたグループがあります。ここではバイリンガル教員や外国籍児童生徒に関わる市内の国際教育関係者、国際交流協会の職員、ブラジル人学校の教員が活動に参加しています。

この活動は母語を保持することにとどまらず、母国の習慣・文化を知るとともに、今住んでいる地域の習慣や文化を知り、互いの良いところを感じあうことができるようなトピックを用意し、楽しい時間を過ごしています。

たとえば、カーニバル、イースター、インディオの日、母の日、子どもの日、父の日、クリスマスにまつわる読み聞かせをしたり、6月に地元で行われるブラジルの行事「フェスタジュニーナ・収穫祭」に参加したりします。と同時に、地元太田のイベントに参加・見学をしたり、自分の住んでいる地域とその近隣の様子をよりよく知るために、町の歴史を調べたり、学校で習ったことを発表し合ったり、電車に乗って出かけてみたりなど、その内容は様々です。

このような取り組みをすることによって、「日本人か外国人か?」といったアイデンティティ喪失という外国籍の子どもたちの悩みを和らげる事ができると考えています。なぜなら、すでに「自分」と「他者」を自らきちんと理解して生活するようになるからです。

また、活動を始めた当初、「自分たちの文化・言語を守るためだけの自己中心的な活動」と思われていましたが、子どもたちが地域の活動に積極的に参加をすることで、活動が始まって3年がたった今、大人たちは気づき始め、社会の目もやわらかくなってきています。

このように、多文化共生において「母語保持＝日本社会への適応・理解の遅れ」ととらえられがちな活動ですが、一概にそうではないということを、この「Vamos Papear（おしゃべりしよう!）」活動を通して子どもたちの変化や彼らを受け入れる社会の変化などを知っていただけたら幸いです。

メモ

〔パネリスト4〕

○被災地支援—難民だからわかること—

マウン・ミョウ・ミン・スウェ

東京大学大学院生
総合文化研究科・国際社会科学研究科
国際関係論，人間の安全保障プログラム



プロフィール：

1969 年生まれ，ミャンマー出身。1988 年ビルマ民主化闘争の時期，高校生としてデモに参加し，命の危険があるとして 19 年前に来日。2005 年 2 月に条約難民として認定された。2007 年に，国連難民高等弁務官事務所（東京）と関西学院大学との協定による難民特別推薦入試で，関西学院大学の総合政策学部に入籍し，2011 年 4 月から東京大学大学院人間の安全保障プログラムの修士課程に在籍中。研究テーマは，“ミャンマーの民主化改革”である。大学生と大学院生としての学業の傍ら，日本での難民問題・母国の政治問題について，大学，高等学校，市民団体等で幅広く講演活動を行い，日本社会でのミャンマー問題に関する理解を求め，啓発活動を行っている。その他，東北震災地等に行き，ボランティア活動の他，社会奉仕活動等を数多く行っている。将来の夢は母国ミャンマーと日本の懸け橋になる事。そして，ミャンマーでの政治家になる事を目指している。

田中 志穂（たなか しほ）

特定非営利活動法人難民支援協会
広報部チームリーダー



プロフィール：

1976 年生まれ。認定 NPO 法人難民支援協会勤務（2010 年 8 月から）。国際基督教大学卒業後，飲料メーカーに 5 年ほど勤務。その後，大学院にて，移民研究に従事（社会学修士）し，滞日フィリピン女性を対象とした調査を行う。卒業後，難民支援協会広報部として勤務を始めるが，半年後に，震災があり，被災地における難民ボランティア派遣事業，外国籍女性就労支援事業にも関わる。

難民支援協会は，日本に逃れてきた難民への難民申請手続きのための法的支援やその間の生活支援の他，難民コミュニティへの日本語教育，就労支援なども行っている。

○私たちの社会参加

<外国人住民の視点から>

昨年の 3.11 の出来事は、私にとって忘れることが出来ない経験でした。私は日本に来て 22 年になり、日本を第 2 の故郷と思っているということもあります。今回の震災後、私に日本で生きる権利を与えてくれたことへの感謝の気持ちを今恩返ししないといけないという思いで、難民支援協会に問い合わせ、難民の人も被災地に行ってボランティア活動に参加出来ないかと話をしたのが始まりでした。

それから、難民支援協会の主催で、岩手県陸前高田市の被災地に行き、泥かきとがれきの処理等の活動をしました。そのボランティア活動に、仲間の難民の何人かも参加しました。現地に行って、「私達は人災であり、怒りをぶつける相手がいる」のに対し、被災地の皆さんは「天災であったから、誰に怒りをぶつけられるか」と被災地の皆さんの悲惨な状況を目の当たりにして感じたことを今でも思い出します。

<日本人住民の視点から>

東日本大震災後、「被災者のために何かしたい」という難民の声が難民支援協会に寄せられ、難民をボランティアとして派遣する事業をはじめました。そこには、迫害を逃れて来た自身の経験や記憶と、家や家族を失う被災者の痛みを重ね合わせ、被災者に強く共感する難民たちの思いがありました。また、共感とともに彼らが持っていたのは、同じ社会のメンバーとして、出来る事はやるという責任感。事業を実施したことで、母国に帰れない難民たちも、私たち社会の一員であることを示すことができたように思います。

「難民って、怖い人だと思ってた・・・」 ボランティアに参加したある学生が、思わずつぶやきました。難民と共に汗を流した 2 日間のがれき撤去作業を終え、「難民の人から元気をもらった」「難民のこと、これからもっと知りたい」と、それぞれの思いを抱き、それぞれの日常に戻っていきました。

メモ

<メモ>

「生活者としての外国人」のための
日本語教育事業
活動報告会



○進行役

米勢 治子（よねせ はるこ）

東海日本語ネットワーク副代表
地域日本語教育コーディネーター研修講師
（平成 22 年度，平成 23 年度）



プロフィール：

専門：地域日本語教育，多文化共生

略歴：愛知県立大学非常勤講師。1985 年以降，

民間日本語教育機関および大学，国際交流協会などで，日本語教育，日本語教師養成ならびに日本語ボランティア養成・研修，日本人の日本語コミュニケーション能力養成などに関わる。同時に，1985 年より国際交流ボランティアの活動および帰国生の支援活動を始め，89 年より地域の日本語教室で活動。東海日本語ネットワーク設立時（1994 年）より 10 年間代表。対話と協働による多文化共生の地域づくりをめざす地域日本語教育のあり方を発信し，自治体等職員らを対象に「やさしい日本語」の普及にも取り組んでいる。

著書：『地域日本語学習支援の充実』文化庁編（共著，国立印刷局，2004 年）

「外国人集住地域のネットワーク形成」『トランスナショナル・アイデンティティと多文化共生—グローバル時代の日系人』（明石書店，2007 年）

「地域日本語教育は誰のためか」『トヨティズムを生きる』（せりか書房，2008 年）

『外国人と対話しよう！にほんごボランティア手帖』（共同執筆，凡人社，2010 年）

『公開講座 多文化共生論』（共同編集，ひつじ書房，2011 年）

『外国人と対話しよう！にほんごボランティア手帖 すぐに使える活動ネタ集』（編著，凡人社，2011 年）

◎メモ

○報告者

北川 裕子（きたがわ ゆうこ）

のしろ日本語学習会代表
文化庁地域日本語教育コーディネーター研修修了
（平成 22 年度）



プロフィール：

秋田県能代市出身。20 年以上前、中国残留帰国邦人家族に対する日本語指導を能代市から依頼され実践。

その経験から「国語と日本語のちがい」や相手の母語が話せる事が必ずしも日本語指導には通用しないことなどを痛感し、日本語教授法を修得。その過程で単に言語指導のみならず、日本人との交流を通して対話力を育てる必要性を感じ「のしろ日本語学習会」を設立。日本人地域住民や行政を積極的に巻き込み、様々な交流活動を継続して実施。秋田県生涯学習指導員、日本語指導非常勤講師を経て、能代市と共催で日本語教室を開催。周辺町村の日本語教室指導者・日本語ボランティア養成講座講師をはじめ、学校内日本語指導を実施。平成 10 年からは、子育て支援を考えた「親子の日本語教室」を開設し文化庁の委嘱事業にも認定。平成 22 年、内閣府より「子ども若者育成・子育て支援功労者表彰」授与。秋田県地域外国人相談員・秋田県子育てサポーター・学校加配日本語指導者・中国残留邦人自立支援通訳者などを務めている。

◎メモ

○報告者

各務 眞弓（かかむ まゆみ）

NPO法人可児市国際交流協会 事務局長
文化庁地域日本語教育コーディネーター研修
修了（平成22年度）



プロフィール：

岐阜県八百津町在住。

八百津町主催の「ヘブライ語講座」受講が
きっかけで、国際交流活動を知る。

可児市の国際交流協会設立準備会に参加し、2000年「うちなる国際化」を目指して発足した「可児市国際交流協会」（以下協会）の運営委員となり、企画運営や日本語のボランティアとして活動。また同時期、可児市内にできたブラジル人学校に関わったことから、外国人の子どもへの教育に関心を持つ。2002年ブラジル人学校に入って事務、日本語指導など支援。2003年6月に、外国人の子どもたちの支援を目的に「多文化共生施設マミース」をボランティア仲間と立ち上げる。毎日の生活の中で、公立学校や保育園幼稚園に入るための生活指導や日本語指導、母語サポートなどを行っていたが、2008年3月で休止。2008年1月可児市国際交流協会 NPO 法人取得と同時に理事となる。2008年4月、オープンした可児市多文化共生センターの事務局専任となる。2010年度より現職。岐阜県多文化共生推進員、可児市 NPO 協会理事、多文化共生マネージャー。

◎メモ

○報告者

八木 浩光（やぎ ひろみつ）

一般財団法人熊本市国際交流振興事業団事務局長
文化庁地域日本語教育コーディネーター研修修了
（平成 22 年度）



プロフィール：

大学卒業後、コンピュータ関係の専門商社を経て、
1997年4月より、財団法人熊本市国際交流振興
事業団（2012年4月に一般財団法人へ移行）へ
勤務。

企画事業課にて国際交流・協力事業、総務課にて国際交流会館の管理運営、
財団運営等を担当し、2011年4月より、事務局長へ就任、現在に至る。

多文化共生分野では、国際結婚で在住している外国人妻を対象とした日本語・漢字学習にコーディネーターとして携わる一方、2010年文化庁「地域日本語教育コーディネーター研修」を受講。その研修課題で、熊本県内に在住する外国人の実情と日本語教育事情の調査を実施した。調査結果として見えてきた課題解決のため、熊本県立大学と連携を図り、地域日本語教育カリキュラムの開発を行った。

その他、熊本国際教育を進める会理事として、バングラデシュ北部ラングプールの子どもたちへの奨学金制度を創設、教育支援を行い、熊本の子どもたちへはバングラデシュの子どもたちの「今を懸命に生きる」力を伝え、共に生きる世界の構築とグローバル人材の育成に取り組んでいる。

◎メモ



地域日本語教育コーディネーター研修（1）

1. 背景

○平成21年1月【日本語教育小委員会報告書】

「日本語教育の充実に向けた体制整備と「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等の検討」

⇒ コーディネーター機関・人材が必要。

・日本語教育のコーディネーター機能を自治体等の本来業務として位置付け、それを担う人材をできる限り常勤職員として配置することが重要である。

○平成22年度より、地域日本語教育コーディネーター研修を実施。

「地域日本語教育のデザイン」を行うキーパーソンを育成。

2. 地域日本語教育コーディネーター研修（H23年度）について（1）

① 研修のねらい

・一定の経験を有し、日本語指導者に対する指導的な立場を果たすことが期待される者等に対する研修を実施し、地域日本語教育のデザインに必要な視点を獲得させる。地域の実情に応じ、外国人の社会参加(エンパワメント)・多文化共生社会に資する日本語教育を行うキーパーソンを育成。

求められること

問題把握・課題設定	必要能力 地域日本語教室の現状と問題を把握し、課題を設定する力
ファシリテーション	課題解決のプロセスを可視化し、活動を推進する力
連携（ネットワーク）	組織内外の調整や、地域や組織や人の力をつなぎ、協働を進める力
方法の開発	「生活者としての外国人」に適した日本語教育の方法を開発する力
リソースの把握・活用	日本語教育のリソースを把握し、課題に応じて適切に活用する力

② 研修の対象者・定員

次の(i), (ii)のいずれかに該当し、

(i) 地域において日本語指導者に対する指導的な役割を果たすことが期待されている者、または指導的な立場にある者

(ii) 地方自治体・国際交流協会・地域の日本語教室等で日本語教育プログラムの編成に携わっている者。

かつ、以下の条件を満たす者（20名）

地域日本語教育に関する経験3年以上を有し、地方自治体（都道府県及び市区町村）、教育委員会を含む）、地方自治体が設置した国際交流協会、又は社会福祉協議会が推薦する者。



地域日本語教育コーディネーター研修（2）

2. 地域日本語教育コーディネーター研修（H23年度）について（2）

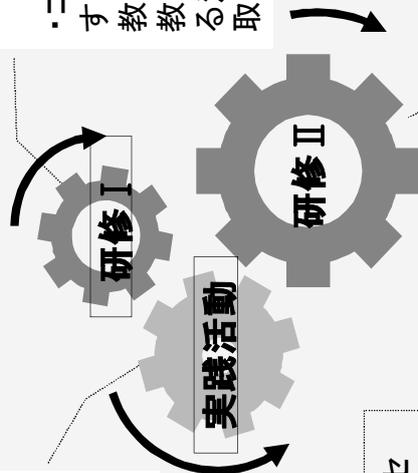
③ 研修の内容・期間

・研修は、(i)研修Ⅰ（講義及び演習）、(ii)実践活動、(iii)研修Ⅱの三部構成。研修Ⅰを11月に開催し、約3か月間の実践活動の後、その成果を研修Ⅱで発表・共有（ポスターセッション形式）し、今後の実践につなげる。

(ii)平成23年11月下旬～平成24年2月（約3か月）
 ・受講者それぞれの地域で研修Ⅰで設定した課題に基づき、実践活動を行う。

(i)平成23年11月14日（月）～15日（火）

・コーディネーターの役割に関する講義、地域における日本語教育の実践事例報告、日本語教室の運営や教室活動を考える演習などを行い、実践活動で取り組む課題を設定する。



※演習・実践・発表のプロセスを通じて、相互に学び合い、コーディネーターに必要な能力について理解を深め、視点を獲得する

(iii)平成24年3月2日（金）
 ・実践活動の結果を踏まえ、その成果や課題について発表・検討を行う。

④ 研修の主催、場所等

主催

文化庁

場所

研修Ⅰ：文部科学省東館
 研修Ⅱ：文部科学省東館

経費等

本研修の受講は無料とするが、研修受講に要する旅費、滞在費等は受講者の負担とする。

3. 地域日本語教育コーディネーター研修（H24年度）について

研修の実施について

・平成24年度については、東西2箇所で開催予定。現在、実施方法等の詳細について検討中であり、決まり次第、文化庁ホームページ等で御案内いたします。

「能代における日本語教育体制整備に向けた取組」

生活者としての自立支援

平成22年度地域日本語教育コーディネーター研修修了

(のしろ日本語学習会 代表)

北川 裕子

●秋田県の外国人登録者の特徴と能代市の現状

秋田県の人口は100万9千人、外国人登録者数は約4,100名。

2000年以降は女性登録者の割合が8割となり、山形と並んで突出して女性の割合が高い。秋田県の北部に位置する能代市は、大学も専門学校もないため、地域住民が外国人と触れあう機会はほとんどないのが現状である。数年前から縫製工場に研修生が入っているが企業の衰退と共に減少傾向にある。

平成23年度の能代市の外国人数は約260名だが、8割が日本人配偶者である。フィリピン・中国・韓国・インドネシア・パキスタン・ロシアなど、民族・言語背景・学歴・学習経験・職歴・出身階層は多岐にわたる。

●「のしろ日本語学習会」設立経緯

1991年、中国残留帰国家族12名（85歳の中国人の祖母や残留孤児の妻と子どもと孫も含む）に対する通訳および日本語支援者の一人として能代市から北川が任命される。彼らに対する一年間の日本語支援は、日本人だから日本語が教えられると思った甘さと、中国語ができるから大丈夫という思い込みを反省させられる体験だった。

言葉はその国の文化や習慣があってこそ成り立つもので、文化や習慣が違う人に、言葉を訳しても相手には意味が理解できないことを改めて知らされたと同時に、海外出身者との接触経験がない日本人と中国帰国家族との間での日本語によるコミュニケーション不足や、文化・習慣の違いでトラブルが生じたり、日本人住民の「アジア蔑視」ともとれる場面に遭遇するなど、多くの障壁が存在することを知らされる。

トラブルに対処するたびに、日本語指導者と同時に生活圏を取り巻くソーシャルワーカー的な存在の必要性を感じた日々だった。彼らは、日本語指導終了後、就職の斡旋を受けそれぞれの職に就いたが、その後もさまざまな場面での日本語支援要望が出てくることになる。日本語教授法が必要なことを痛感したことで、大学や養成講座で日本語教授法を学び、1994年にボランティア団体「のしろ日本語学習会」を立ち上げる。

開設に当たり留意したことは、外国人への日本語支援と同時に、日本人住民にも国際化を身近なものとして関わられる「街づくり」を起点にした日本語教室を目指したこと

だ。しかし当時は、国際理解は英語圏との交流と考える人や嫁に識字教育は不要だと考える人が多く、行政や自治体関係者には受け入れてもらえない現実があった。しかし、生活者として自立するための場所であるという姿勢は崩さなかった。現に中国帰国家族を始め、教室で学んだ外国人は職場でも住民としても評価が高く自立している。しかも、母国のことも母語も堂々と語れる人達として育てている。日本人が「郷にいれば郷に従え」と言うなら、郷である日本で生きる術を学ぶ場所として教室があると公言してきた。それはまた、彼らが街に新しい風を吹き込む人材となり得ると感じたからだ。15年以上前、取材等で同じ事を語ったときは冷笑されたが、現在は市から委託された日本語教室として、場所の確保やコピー代で苦労しない教室運営ができる。毎週木曜日、午前10時から12時までの子育て支援を伴う日本語教室と、毎週火曜日夜7時から9時まで、小学生から大人まで誰でも学べる日本語教室を開設している。

●自立する生活者を支援する日本語教室の役割（実践）

1 日本語能力試験 N3 以上合格レベルの日本語能力を目指す

初級指導から4技能（読む・書く・聞く・話す）を含めた指導をする。地方の街では行政窓口通訳者は不在か、ボランティア頼みが大半であることを考えると、外国籍住民が自立し長期的に情報を得るためには、初期に日本語支援を得ることは重要な意味を持つ。会話は上手でもほとんどの外国人は読み書きができない。しかも方言環境で取得した会話能力だけでは、書き言葉に置き換えられないため車の免許を取ることもできないばかりか、PTA や公の場に参加することもできない。自立のための支援を目指すなら識字教育は欠かせないということを、家族も支援者も行政関係者も理解すべきである。

2 言葉は文化を映し出す鏡・多くの住民と触れあうことで本物になる

教室では年間を通してさまざまな行事をおこなう（お花見・バス旅行・お茶会・書道・生け花・盆踊り・日本料理・忘年会など）教室で学んだ文法や語彙をつなぎ、発音できれば日本語が話せるわけではなく、実際に人と会い、コミュニケーションをとることで言葉だけではないさまざまなことが会得できる。行事には日本社会で生きるためのルールや術が入っている。日本人なら当たり前のことを交流しながら学ぶのが教室行事の意図でもある。日本語教室が窓口となり日本人との交流ができるのは、住民となった彼らには嬉しい体験となると同時に、日本人にも街で生きる外国籍住民が一人の人間であることがわかり、市民の理解者を増やすことに繋がる。

一番思いがけない効果は15年間継続している盆踊りである。国際交流は外国に関心がある人達がするものだと思いがちだが、外国人に縁がないと思われている高齢者が、盆踊りを共有し楽しむことで人間理解として受け入れてくれる。異文化の人達が日本文化を理解できないのは当たり前だ。だからこそ、みんなで支え合おうという意識で

関わっていけば、それは必ず外国籍住民にも伝わる。教室で学んだ外国人は、優しさを誰かに返せる人材になる努力を惜しまない。人は、誰かが信じ支えてくれることで初めて自らを認識し肯定し、そして自立できる。そこには国籍は関係ない。

3 学習意欲がわき、達成感を得られる学び

日本人配偶者の場合、家族の協力なくして真の日本語支援はあり得ないという考えから、入会時は御主人や家族との面談を義務づけている。家族の一員として日本語学習に協力を惜しむなら結婚生活も上手くいくはずもない。また、日本で生きるためのルールを学ばない外国人が、生活者として社会のルールを守れるはずもない。家族の協力の下に学ぶ学習は意欲がわき、感謝する心に繋がる。週1回の学びで日本語能力試験に挑むためには最低5年以上学びの時間が必要になる。本人の努力と家族や周囲の協力がなければ合格には届かない。学ぶことで家族に褒められ、街の人達に認められ、子どもに信頼される母親になれることを実感してきた人達だからこそ、真の自立につながっていく。

そんな努力をして試験に合格した人達は、本物のバイリンガルだ。国際理解講師・各国料理紹介・災害時通訳者・外国人児童通訳支援者など、地域で生きていくエンパワメントにつながる活動ができる人材になるのは当然だ。彼女たちの活動や試験合格の記事が新聞に掲載されテレビなどで紹介されることは、街の人達に教室の存在を理解してもらえることに繋がると同時に、外国籍の親を持つ子供達が受けるイジメの防止にもつながる。必死で生きている彼らだからこそ、多文化共生社会構築の手助けをしてもらえる人材だと考えてもよいのではないだろうか。

現に、信に足る外国籍住民や念願の帰化を成し得た学習者が存在する。

4 行政を巻き込みネットワークを作る支援

日本語の学びを家族に承認してもらえないケースや学習の場へのアクセスさえ困難な人もいる。教室のお知らせを外国人登録窓口に設置してもらえたことで教室が公的に位置づけられていることや、信頼できる教室として家族に認可されるようになった。地方のグローバリズムは、行政や教育委員会を含めた日本人住民の国際理解不足が一番の障壁となることを知らされている。外国人のお嫁さん達は、将来的には地域住民として子どもを産み育てる母親になり、家族を支える妻になっていく人であることを、行政も日本人住民も理解する姿勢が必要である。

外国籍住民の問題は、国際化ではなく一人の住民として受け止めていかなければならない問題である。個人のボランティアレベルで解決できるはずもなく、行政窓口との連携が不可欠である。人間理解を軸にした解決策を模索すべきだ。

現に日本語教室は、さまざまな窓口とネットワークを持つことで支えられている。

●日本語教育推進整備に必要な三本柱・・・コーディネーターの役割

1 行政担当窓口への啓蒙（多文化共生社会における相談窓口の役割）

外国人と一度も話したことも会ったこともないという行政関係者と何人も出会ってきた。しかし、地方の街では、外国人配偶者が過疎化や少子化を補っている現実がある。今後、「生活者としての外国人」を支援するためには、行政担当窓口への異文化理解教育や国際理解教育は責務である。異文化への偏見から起きる対応は避けなければならない。

（コーディネーターの役割）

- * 外国籍住民からの相談を、各種相談窓口と一緒に考え共有する姿勢を持つ
- * 外国人から相談を受けた時、行政の窓口の機能をやさしい日本語で教える
- * 行政からの通訳依頼等に答えられる人材が育っていることをアピールする
- * 生活者支援の日本語教室であるなら、教室環境の整備は行政の責任
- * 日本語教室と市民との交流活動だからこそ、市長に挨拶を依頼する
- * 外国人がバイリンガルに育つ場所としての教室であることを伝える
- * 行政担当者は定期的に交代するので常に言い続ける

2 学校・教育委員会への啓蒙（外国にルーツを持つ子供達への学習支援）

日本語支援も受けず、読み書きもできないまま子どもを産み育てた母親が育てた子供達が就学を迎え、学校現場では混乱が起き始めている。学校からのお知らせが読めず理解できない母親は、日本の学校のルールも理解できない。また、基礎日本語が理解できない母親から育てられた子供の場合、学習言語に至る過程（幼児期）で支援を受けることができれば解決することが多いが、たいていはそのままにされ、学習障害児と間違えられてしまう。

言語習得は、就学以前の言語環境が大きく左右することを知らされてきた。

（コーディネーターの役割）

- * 教育委員会や学校教育との連携を図る
- * 子どもが入学するとき、親・教育委員会・学校長・学校内児童担当者・担任・日本語指導者（コーディネーター）が一同に介して、子どもの就学について話し合う場面を設けるよう指導する。
- * 学校内学習支援者は、日本語学習会から派遣する（親との連携が取れ、学校での課題を共有することができる）
- * 定期的に学校を巡回し、校長から学校内の様子を聴く。担当者だけの対応にさせないことで、学校全体で支援する形が作れる。

- * 学校に対する親からの相談を異文化ゆえの疑問として伝え、子どもの未来を見すえた指導を共有して欲しいと学校に伝える。
- * 学校のルールや宿題などの課題の意味を、異文化の母親にやさしい日本語で説明する（母親としての自覚を促す）
- * 子どもの日本語習得状況を、学校担任と情報交換する。
- * 少し話せるようになると日本語支援は不要だと考える教師には、明確に指導の必要な箇所を指摘する。
- * 学習支援の授業風景を教師に見学してもらう。

3 日本語教室・日本語支援者の啓蒙（日本語教室の役割と連携推進の意義）

国際結婚が多く、定住施策支援に予算措置ができる町や、企業と協力連携できる所はさまざまな支援態勢が作れる。しかし、外国人が散在する地方の町では介護施策が優先され、散在する少数外国人への日本語支援に明確な理由を提示できる地方行政はほとんどない。しかし、日本語教室で学んだ外国人が、車の免許取得や介護福祉士の試験に合格したり、防災時の通訳ボランティア・外国語講師・異文化理解講座講師などエンパワメントにつながる活動が知られることで、日本語教室の存在理由が明確になる。（地方紙や情報誌などのネットワークが必要）

また、教室で学ぶ小規模企業に雇用されている受講生達は、コミュニケーション能力が高く会社のルールを守ると評価される。これらは、在住外国人全体の相乗効果となり、日本語を学ぼうと努力する外国人は、「信に足る人間」との評価となって表れている。地域日本語教育推進のカギは、日本語指導者が握っていると感じる。

（コーディネーターの役割）

- * 日本語支援者同士が意識を共有することの意味や必要性を伝える
- * 日本語指導者同士の指導力向上と情報の共有を促す
- * 日本語指導者が行政や学校と連携が取れるように図る
- * 自立支援をするためには、教授法だけでなく「言葉と社会のかかわり」を意識できる指導者でなければならないと指導する。
- * 日本人が誰でも見学できる日本語教室としてオープンにする
- * 日本語教室は弱者や障害者が集まる場所ではなく、バイリンガルが育つ場所であることを自覚させる。

●乳幼児を連れて学べる教室の役割

1990年代後半、乳幼児を連れ安心して授乳等ができる託児室を利用した日本語教室を設置したことで、福祉窓口担当者との連携がとれ保育所見学や保育士の日本語教室訪問が実現できるようになった。絵本の読みきかせボランティアが協力してくれ、子

育ての知恵袋的役割で主婦が子供達をみてる、平成14年度「学校の余裕教室等を活用した親子参加型の日本語教室の開設事業」のモデル教室として文化庁に委嘱されたこともある。

そんな中で子育ての押し付けや、異文化を理解しない人達の偏見が、外国籍の母親達を悩ませる現実をみてきた。これからの国際理解教育は、福祉や子育て支援関係者にも学んでもらう必要があると感じる。外国籍の母親が直面する課題をさまざまな場所に提示していくことが今後の活動の一つだと感じている。

●今後の課題と多文化社会の共生に向けて

異文化の母親の子育てが、子どもの日本語取得にどんな影響を与えるかは解明されていないが、現実に小学入学以降に学習言語で問題となる子どもが多いことをみると、乳幼児期の言語コミュニケーションの課題が影響していると考えられる。母親達は自分の日本語能力が十分ではないゆえに、子どもに辛い思いをさせているのではないかと悩むが、地方の町では相談窓口も対応する所もないのが現状である。

20年後に、人の優しさも日本の文化も教えられなかった大人達で溢れる社会を考えて欲しい。しかし、まだまだそこに思いを馳せる行政関係者が少ないのが大きな課題でもある。少子化や過疎化が進み、多文化共生社会を否応なしに受け入れて行かなければならない現実があるなら、行政とボランティアと地域住民が一体になってお互いが住みよい社会を構築していくべきだ。そのためにも町を一緒に作っていく人材を育てる気概が必要だと思う。

文化庁が地域日本語教育コーディネーター研修を開始したのも、コーディネーターを軸としたネットワークが必要だと感じたからではないだろうか。

今年度の「生活者としての外国人」のための日本語教育事業に昨年に引き続き応募し採択された。業務計画書の中身は、今回の啓蒙活動を実践するための企画である。

日本語教育推進体制の整備に欠かせない三本柱の連携を強固にすることは、コーディネーターが役割を果たす上での土台作りにもなるからだ。

能代の実践は、外国籍住民が散在する地方だからこそできたことかもしれないが、国際理解の視点を人間理解に置いたら誰もが支援者になれる活動であることを、町の人達に伝えていくこともコーディネーターとしての、もう一つの役割だと考える。

「生活者としての外国人」に向けた日本語教育の体制作り －可児市多文化人材育成推進事業－

平成22年度地域日本語教育コーディネーター研修終了

(特定非営利活動法人可児市国際交流協会 事務局長)

各務 眞弓

1. 地域の特性及び現状と課題、団体の概要

1) 可児市の現状

可児市は、岐阜県の中東部に位置し、名古屋や岐阜市近郊のベッドタウンとして発展し、市の南部には岐阜県下最大級の工業団地と、北部に木曾川が流れ自然に恵まれた環境にあります。

総人口は、101,535人そのうち外国人登録者数は5,803人と約5.7%を占めており、その約半数の2,968人がブラジル人、1,950人がフィリピン人です。2008年までは右肩上がりに推移し、経済危機の影響で2008年10月7,600人をピークに減少に転じております。ブラジル人は、減少一途ですが、フィリピン人は増加しております。これは、おもにフィリピンからの家族呼び寄せによるもので、特に子どもたちが増加しており、タガログ語以外の言語の子ども対応が課題となっております。

2) 可児市国際交流協会の成り立ち

可児市国際交流協会は、1999年に設立準備会ができ、2000年に可児市の後押しで市民によって設立されました。すべてボランティアで、運営されており、当時策定された「可児市国際化大綱」にそって「内なる国際化を目指して」当初から多文化共生を目的として活動をおこなってきました。

2008年1月に NPO 法人の認証を取り、4月にオープンした可児市多文化共生センターフレビアの指定管理者として、管理運営を行っています。さらに、可児市を始め関連団体との連携でフレビアを拠点にさまざまな活動を展開してきました。

協会設立当時は、日系ブラジル人の家族呼び寄せが始まっており、可児市にも同時期に

ブラジル人学校が開校され、協会では学校への支援について検討する中、在住外国人の子どもの教育問題に関心を持ち、独自調査やシンポジウムなどを実施しました。2003年から2年半かけて行われた可児市内の子どもの教育環境調査を、大学や行政と協働して実施しました。その調査結果である7%の不就学の子どもたちの現状などが可児市へ提言され、市では在住外国人の子どもの学習保障事業を打ち出し、初期適応指導を行う「バラ教室 KANI」を開設し、国際学級の充実や国際学級担当者会議も継続して行われており、協会も参加し外国人の子どものたちに関する課題など情報を共有しております。また自主事業の中で、補習教室や母語教室など、さまざまな子どもの教育支援事業を継続して行っており、特に義務教育年齢を超えた子どもの進学支援は、夜間中学のないこの地域では必要な支援だと考え、岐阜県も重点施策として、今年度から3年間の補助事業を行っております。

3) 可児市の日本語学習支援

可児市の日本語学習支援は、1996年生涯学習課の公民館講座として始まりましたが、2000年からは、協会が市の委託を受けて実施してきました。通年、毎週日曜日実施してきた日本語教室には、広範囲の地域から学習者が参加していました。可児市多文化共生センターが2008年オープンしてからは、4つの事業の柱の1つ、「日本語学習の場の提供」として、土曜日の夜間教室も含め、日曜日の昼間の教室を毎年、それぞれ40回前後実施しています。そして、2000年から毎年日本語指導者の養成を行っており、2010年は、日系人のための日本語支援者養成講座も実施しました。日本語学習者修了者を支援者として参加してもらおう仕組みもあります。また、県立東濃高校の学生を、毎年ボランティアとして受け入れています。

2009年以降は、資格に繋がる日本語として、「外国人向け介護ヘルパー2級取得講座」や「フォークリフト運転技能研修」「仕事の日本語」「医療、介護現場の日本語」「保護者のための日本語」、日本語多様化教室として、「日本語能力試験対策講座」「せいかつにやくだつ漢字」「リトミックと日本語」など実施してきました。

2. 目標とする地域日本語教育のあり方

1) 地域の現状と日本語

可児市近隣地域では、派遣会社や行政窓口などに通訳や相談員がおり、経済危機が起きるまでは、『日本語ができなくても仕事がある』と募集し集められた日系人が多く、働く工場や、コミュニティーでは、特に困ることもなく生活ができ、就労条件によっては、日本語を学ぶ機会を逃している人も多くいました。教室形式の日本語教室に参加してきた学習者の中には、日本語を習得し、現在地域で通訳として活躍している人もいますが、その数はそう多くありません。

在日年数が長くなり、生活の中で日本語を習得してきた人たちや、日本で生まれ育った子どもたちも、生活言語は問題なく習得しています。現在実施している会話中心の日本語教室の学習者は、来日間もない人、研修生、日本人の配偶者が参加していますが、日系ブラジル人はほとんど来ていないという状況です。

また、2011年10月に実施された「可児市外国人市民意識調査」（可児市HP参照¹）でも「聞くこと、話すことができる」が、それぞれ50%を超えており64.6%の人が、「近所づきあいで困っていない」と答えています。

2) 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

前述のような現状のなか、今年度新たな日本語支援として文化庁の「生活者としての外国人」のための日本語教育事業を実施します。私たちは、「生活者としての外国人」とは、「普通に生活していくことができる人」であり、普通に生活することとは、「仕事をし、結婚をし、子どもを育て余暇を楽しむこと」であると考えました。

しかし、地域で普通に生活していくためには、安定した仕事が不可欠です。安定した仕事につくためには、何が必要か。私たちは、その切り口として日本語教育支援をしていくことだと考えました。

今まで、なかなか連携できなかった企業の方々と意見交換をしながら、講座に取り入れていき、企業の方々に、企業の求める人材を聞き、企業の求める人材と今の自分に何が足りないか、何が必要かを、学習者と一緒に考えて日本語教室に取り込んでいきます。また、外国人女性として、日本のオフィスで働いて心がけてきたことや失敗談、驚いたことなど事例を参考として、ビジネスマナーの講座につなげていきます。このマナー講座は、演劇

¹: <http://www.city.kani.gifu.jp/view.rbz?nd=383&ik=3&pn=154&pn=168&pn=383&cd=3560>

ユニット「MICHI」²により寸劇やワークショップなどの演劇手法を生かした新しい方法で実施します。

また、子育てママの日本語教室を、「多文化共生育児サークル EarthBabies」³と連携して、通訳、託児付きで実施します。子どもを生み育てて行く上で必要なこと、育児に関する情報や病院で伝えたいこと、保育園、学校で必要な日本語などを、それぞれの分野の方に講義していただき、講義のなかのキーワードなどを日本語教室の中で、かみ砕いて一緒に勉強していきます。子育てに必要な日本語として、今後も利用できるような教材の検討もしていきます。

生活言語の習得が進んでいる人にさらに必要なのは、読み書きです。日本語能力試験を1つの資格と考え、受験対策講座を実施します。可児市には日本語学校がありません。また、学習者の多くは労働力として来日しており、日本語学習にお金をかけるという発想があまりありません。しかし、ステップアップのためには、集中して学ぶ必要があります。日本語能力試験の点数では、読解力が低いというデータもあります。外国人への聞き取りでも読解が苦手という人が多いです。そこで、読解を中心にした「N1対策講座」を有料で企画しました。これは、地域で活動する日本語講師のスキルアップもかねています。遠方から講師を招くのではなく、地域の日本語教育に関わる人材も確保し育成しようというものです。生活言語からの日本語習得者に、資格としての日本語能力試験、特にN1を目指すという高い目標を設定し、合格すれば、就職に役立つという仕組みも作っていきたいです。

3) 日本語コーディネーターの役割

今までの日本語教室とは異なり、多様な分野の方々と、お互いの取組を知り、連携して作っていく日本語教室。課題を捉え、調整し日本語指導につなげていくために、コーディネーターの役割は重要になります。今後の日本語支援の体制づくりのために、コーディネーターがうまく機能していくこと、その人材も確保し育成して行く必要があります。課題

² : 2008年から可児市文化創造センターalaで取り組まれている「多文化共生演劇プロジェクト」に出演している人たちを対象に、昨年少可児市国際交流協会主催の防災ワークショップのファシリテーター養成講座を実施。その受講生が中心になって結成したグループ。母語を生かしたファシリテーターとして自立していくことを目指している。昨年は、可児市、岐阜市、飯田市、滋賀県で防災ワークショップを実施。今年度も各地から依頼を受けている。

³ : 子育てから多文化共生を始めよう、国籍を超えて出産や育児を一緒に楽しもうという目的で2012年から可児市多文化共生センタープレビアを拠点に活動を始めた団体。可児市まちづくり助成を受け活動中。

を整理し、他の取組なども積極的に関わり、日本語教材や指導にもつなげていける。地域で長く活動している日本語関係者とともに成長していけることが、理想とする日本語教室です。

3. 成果と効果

この取組は、可児市国際交流協会が理事としてお願いしている各企業の方々に、今までどう協会の事業に協力してもらうか、働きかけが課題でした。そこで、まず、「地域多文化人材育成推進会議」でのディスカッションや、外国人を雇用している企業を訪問しての聞き取りにご協力いただき、地元企業として地域の課題とどう取り組んでいくか、一緒に考える機会を持ってもらうことが1つの目的と成果として考えています。

ビジネスマナーは、演劇手法を用いて多文化演劇ユニット「MICHI」と連携する。子育てママの日本語教室は、「多文化共生育児サークル EarthBabies」と連携する。というように、国際交流協会と日本語講師が行ってきた日本語教室を、企業や行政や地域で活動する団体と「人材育成」として日本語の切り口で行っていくという取組を行います。今まで、あまり関係がもてなかった地域の企業（中小企業、商店）の方々に協会の活動を知ってもらい、若い世代の外国人を地域人材として一緒に育ててもらおう、また、学習者にもいろいろな人たちとの出会いのなかで、地域住民としての意識やこの地域で向上し、暮らしやすい環境づくりに一緒に取り組んでもらうというねらいがあります。

この取り組みのプロセスも含め、可児市における、地域生活者としての外国人のための、日本語支援の体制づくりの成果であり効果です。

最後にシンポジウムを行い、各専門分野の方々に取組を検証してもらい、新たな課題や成果を共有し次に繋げることが大切だと考えます。

4. 地域の課題と今後の活動

1) 課題と今後の活動

「帰国か、定住か、先の事は分からない。」と、今でもそう答える外国人は多くいます。仕事があれば、住み続けたいとは考えているでしょう。将来は、私たちの子どもたちが海外に働きに行く状況を考えれば、先行き不安なのは、外国人だけではないかもしれません。

そんな中、450人ほど外国人が働く企業から、工場内で日本語教室をやりたいという依頼がありました。働く人たちからの要望と、行政の働きかけが、実を結びました。モデルケースとして実施できれば、他の企業へも広げていけると行政も考えています。

以前も企業内で、日本語教室は実施したことがありましたが、研修生のためのカリキュラムでした。今回の企業の要望は、工場内のコミュニケーションのための初期日本語で、コーディネーターが、工場内で必要な言葉や、現場が何に困っているかなどを聞き取り、日本語のカリキュラム作成を行う必要があります。実情に適した、期待できる取組になると考えています。

可児市の平成24年の外国人の子どもの高校進学率は77.8%でした。（この中には、日本国籍で外国がルーツの子は含まれておりません）以前よりは多くの子が高校に進学するようになりました。反面、退学者も多く、高校進学後の支援も課題となっています。そこで、日本語能力試験 N1を習得した日本語を履歴書に記入できる資格として位置付け、なかなか継続して学習できない環境にある人々や、高校に入学して目的を見失っている生徒たちの学習意欲につなげたいです。

また、NPOとして可児市国際交流協会の今後の方向性や活動が拡大していったことによる、事務局体制の整備なども課題です。しかし、助成金や委託に頼っている現状では、事業の継続や、関わるスタッフ、ボランティアの確保の面でも安定せず、今回の「めざせN1日本語能力試験対策講座」のように受講料のみで実施できるような、自立にむけた取組も必要となってきます。

5. 地域日本語教育コーディネーター

2年前、文化庁の地域日本語教育コーディネーター研修を受けたことで、自分の役割が少し見えてきました。今まで、日本語教育コーディネーターの役割とは、主に講師間の調整やカリキュラム作成だと思われていました。

地域の外国人を取り巻く状況は、経済状況に左右され課題も変化します。地域日本語教育コーディネーターの役割は、変化する課題に対応し、柔軟な日本語教室にしていくために、行政や地域の企業を含め多様な人々と連携していき、地域生活者としての外国人の日本語教育を支えることだと考えています。

「熊本における日本語教育体制整備に向けた取組」

－在住外国人散在地域における大学・民間の連携・協働－

平成22年度地域日本語教育コーディネーター研修修了

(一般財団法人 熊本市国際交流振興事業団 事務局長)

八木 浩光

1. 熊本県の在住外国人の現状と彼らを取り巻く課題

1) 熊本県の特性

熊本県は、九州のほぼ中央に位置し、面積は約 7,405 平方キロメートルで全国第 15 位、人口は 2012 年 7 月現在 1,807,260 人、ここ 10 年間減少傾向にある。

い草、トマト、すいか等農業が主要産業、2011 年 3 月の九州新幹線全線開業、4 月の熊本市の政令指定都市への移行で観光産業充実や東アジア進出を図っている。

2) 熊本県の在住外国人の現状

熊本県の外国人登録者数は、2011 年末現在 8,944 人(法務省入国管理局統計より)で、県総人口比の 0.5%、国籍は中国 4,602 人、フィリピン 1,368 人、韓国・朝鮮 1,122 人の順で、外国人登録数全体の 90%以上がアジア諸国と地域の出身者である。在留資格は永住者 2,341 人、技能実習 2,125 人、日本人の配偶者 1,031 人の順である。

熊本県の在住外国人の特長は次のとおり：

- ① 中国籍の方々は、農家等日本人男性との国際結婚、帰国者の家族呼び寄せ、農業・繊維などの技能実習、就労など多岐に渡る目的で、来日・在住されている。
- ② フィリピン国籍の方々は、興行で来日その後日本人男性と国際結婚したり、農家等日本人男性と国際結婚したりするケースが多く、在留資格を永住へ変更したり、帰化する方々が多い。
- ③ 韓国・朝鮮国籍の方々は、在日朝鮮人(特別永住者 655 人)に加え、就労、留学等で来日、在住されている。
- ④ 93ヶ国籍の外国人登録がある。(アジア 26ヶ国、ヨーロッパ 26ヶ国、アフリカ 18ヶ国、北米 7ヶ国、南米 9ヶ国、オセアニア 6ヶ国)
- ⑤ 日本全体の統計で多いブラジル国籍、ペルー国籍は、それぞれ 55 人、18 人と多くはなく、製造業で働く在住外国人は比較的少ない。
- ⑥ タイ国籍 129 人は前年 2010 年 88 人より 41 人増加した。ベトナム国籍 243 人は前年 2010 年 202 人より 41 人増加した。ネパール国籍 70 人は前年 2010 年 51 人より 19 人増加した。他国は微増・微減。
- ⑦ 技能実習 2,125 人は前年 2010 年 1,403 人より 722 人急増した。
- ⑧ 興行 90 人は前年 2010 年 229 人より 139 人急減した。

2010年12月に「平成22年度地域日本語教育コーディネーター研修」課題の実践活動として、熊本県内45市町村に在住外国人の現状と日本語教育の実情について、アンケート調査をした結果、すべての市町村に外国人登録があることが分かった。(在住形態は散在であるが、地域によっては技能実習の在住外国人数名が同じアパートに居住していたり、熊本大学付近等留学生が集住したりしている。) また、日本語教室が開催されている市町村は45市町村のうち7市町村しかなかった。在住外国人への日本語支援の必要性については、「学習者のニーズが分からない」17市町村、「予算がない」14市町村、「日本語を教える人材がいない」13市町村と回答があった。

一方、今後の在住外国人の地域への受入動向で、熊本県留学生交流推進会義の「留学生2000人受入計画」の下、留学生が643人(2012年5月現在)から増加することや市町村の東アジアとの積極的な関係づくりに対応し、当該国からの在住外国人が増加することが予想される。

熊本県の外国人登録者数の推移 (各年末人数) :

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
人数	8,926	9,107	9,257	9,004	8,944

2008年のリーマンショックに始まった継続的経済不況が影響した外国人登録者減少はあまりない。2011年3月11日の東日本大震災では外国人登録者数が8,773人へ一時的に減少したが、その後、6月8,782人、9月8,923人と増加した。

3) 熊本県の在住外国人を取り巻く課題

多文化共生社会づくり推進への取り組みは市町村間で格差がある。外国人登録者数が多い熊本市(約4,000人)では、市が設立した当財団があり、日本語支援や多言語相談等の取り組みが充実している。また、義務教育課程の日本語指導が必要な生徒へはセンター校方式で生徒の通級指導・指導者の派遣指導を実施している。2番目に外国人登録数が多い八代市(約800人)では、市の国際交流協会はないが、民間ボランティア団体が市行政と連携を図りながら日本語支援をしている。中国帰国生徒が多い菊陽町では、生徒への日本語指導が公的に実施されている。

その他では、ボランティアによる大人向けの日本語教室が数カ所あるのみで、生徒への公的日本語指導はなく、高校進学・就労に支障をきたす場合がある。

- ① 日本人と国際結婚した外国人女性(フィリピン、中国籍が多い)が、日本で出産、育児を行う過程で母語の違い・文化の違いから子どもの育て方に戸惑い、ストレスを持つ場合がある。学校で当該生徒が周りの生徒との違いを感じ親子間のトラブルが起こったり、イジメの対象になったりすることがある。
- ② 留学生には、家族同伴で来日・在住している場合があるが、本人が大学へ行っている間、家族が自宅内に閉じこもり、地域から孤立する場合がある。特に、小さな子どもがいる場合は、離乳食等母国と日本間の違いから買い物一つとってもストレスを感じる場合がある。
- ③ 中国人・中国帰国者は日本語が不要な単純労働に就いている場合があり、帰宅

後は中国語での生活となり生活に必要な市政情報等が届いていないことがある。地域日本語教室の広報が届いていないことも多い。

2. 一般財団法人熊本市国際交流振興事業団の概要

1) 熊本市の外郭団体/熊本市国際交流会館の指定管理者

1993年財団法人として設立、2012年4月一般財団法人へ移行。熊本市の国際化指針の理念「世界に開かれた活気ある都市の実現」を達成するため、国際交流・国際協力・多文化共生事業を実施しています。事務局職員数12名、嘱託職員7名

2) 多文化共生事業

多文化共生、人づくり、国際化推進、まちづくり、会館管理運営事業を実施しています。(詳細は、<http://www.kumamoto-if.or.jp/> を参照下さい。)

上記1の現状と課題に対応するため以下の多文化共生事業を実施している。

- ① 日本語支援 – 在住外国人の課題とニーズに合わせた多様な日本語教室
 - ・くらしのほんごくらぶ（日本語支援ボランティアによる日本語交流）
 - ・漢字教室（学習者は非漢字圏からの日本人配偶者が多い。）
 - ・中国帰国者のための日本語教室
 - ・地域日本語教室（国際交流会館外で外国人が多く在住している地域で開催）
 - ・初級日本語集中講座（1日6時間、7日間連続の日本語基礎講座）
- ② 多言語での情報提供 – 市政だよりの多言語化、防災メール
- ③ 多文化共生オフィス – 多言語相談
- ④ 多文化共生地域サポート – 多文化ソーシャルワーク活動（保健福祉センターと連携し在住外国人家庭を訪問、健康診断・ワクチン接種等の情報を提供）
- ⑤ 防災支援 – 防災訓練、災害多言語支援センター
- ⑥ 教育サポート – 進路ガイダンス

3. 目標とする地域日本語教育のあり方

1) 市行政と連携した日本語専門家による初級日本語集中講座～多文化共生社会構築を推進する様々なニーズに対応したボランティア教室

地域日本語教育は、在住外国人が自分らしく安全に安心して暮らしていくための支援策であると同時に、日本人住民とコミュニケーションを図りながら交流を発展させることで多文化共生社会づくりを推進するものである。

在住外国人が交通安全やゴミ出し等の地域ルール、またスーパーでの食品表示、病院での薬品表示等、地域で安全に・安心して暮らしていくことを、地域日本人住民（日本語支援ボランティア）との日本語交流をとおして学ぶ場であり、「日本語の構造を学ぶ」より「日本語で出来るようになる」を目標とする。

在住外国人の課題は様々であり、解決するための日本語教育の内容もまた様々である。これら様々な課題や要望に対応可能なオンデマンド形式の日本語教育が期待される。地域日本語教育は、多文化共生の地域社会づくりの一環として、地

域に暮らす住民を巻き込みながら実施することが理想である。

一方、地域が在住外国人を受け入れる責任として、市行政は住民登録をする外国籍住民等へ生活上必要となる最低限の日本語教育の機会を提供することが期待される。特に、日本語能力ゼロ初級の在住外国人には、安全・安心生活を確保するためにも必要最低限の日本語教育の機会を提供すべきであると考ええる。

地域住民主体の地域日本語教室と市行政主体の最低限必要な生活日本語教育はシームレスに繋がる必要がある。(当財団が担う役割)

4. 3.の「目標とする地域日本語教育」を実現するための活動

1) 活動内容

2004年，“くらしのほんごくらぶ”を開設，週2回の日本語ボランティア活動を開始。熊本県主催の生活日本語ボランティア養成講座の継続で，第2回生活日本語ボランティア研修会(多文化共生社会のコミュニケーション)を開催。

2005年，在住外国人の日本語支援をしている団体が集まり，日本語支援のあり方，ボランティア育成等多文化共生社会の実現を目指し，定期的な情報交換会を開始(そうよ__かたらん会)。第3回生活日本語ボランティア研修会(国際語としての日本語)，第1回中国帰国者相談・交流会を開催。

2006年，第4回生活日本語ボランティア研修会(防災)，第2回中国帰国者相談・交流会，第1回進路ガイダンスを開催。中国帰国者のための日本語教室，外国人のための防災提供を開始。

2007年，第5回生活日本語ボランティア研修会(不就学ゼロを目指したまちづくりの挑戦)，第3回中国帰国者相談・交流会，第2回進路ガイダンスを開催。

2008年，第4回中国帰国者相談・交流会，第3回進路ガイダンスを開催。生活日本語ボランティア研修会は，熊本市外の大江町，八代市で開催。熊本県立大学と共同で多文化共生社会づくり推進のための調査・研究を開始(多文化共生クラスター ― 熊本県在住の外国人を取り巻く諸状況についてのアンケート調査，第1回多文化共生シンポジウムの開催)。自治体国際化協会の地域国際化協会等先導的施策支援事業の助成を受け，「多文化共生情報提供システム構築事業」(多言語での携帯メールへの災害情報提供システムの構築)を実施。

2009年，文化庁の「生活者のための日本語支援」事業委託を受け，地域日本語支援ボランティアコーディネーター要請実践講座を実施。日本語教室「かんじのけいこ」を開始。第5回中国帰国者相談・交流会，第4回進路ガイダンス，第2回多文化共生シンポジウムを開催。多文化共生クラスターでは，熊本県在住の外国人を取り巻く諸状況についてのアンケート調査を継続実施。

2010年，在住外国人の課題(離婚，DV，教育等)が複雑傾向にある中，最終的課題解決に向けたサポートを行う多文化共生ソーシャルワーカーの育成を図った。第6回中国帰国者相談・交流会，第5回進路ガイダンス，第3回多文化共生シンポジウムを開催。前年度実施した地域日本語支援ボランティアコーディネーター

要請実践講座の終了者を対象にスキルアップ研修会を開催、また終了者が活動出来る場所として地域日本語教室を2地域で開始。

2011年、熊本県の多文化共生社会づくり推進事業の委託を受け、初級日本語集中講座の開催と地域日本語教育カリキュラムの開発を実施。初級日本語集中講座では、日本語専門家数名でチームを組み、佐賀県カスタネットが開発したテキストを使用して、秋より4回開催した。地域日本語教育カリキュラム開発は、熊本県立大学と共同し、「緊急（地震、台風）」、「病院」、「仕事」の3つの場面での日本語カリキュラムを開発。第7回中国帰国者相談・交流会、第6回進路ガイダンス、第4回多文化共生シンポジウムを開催。

2) 活動手順

活動の基礎は、2005年の日本語支援団体間ネットワーク構築にある。“そうよ__かたらん会”という名称は自然消滅したが、メンバーが有機的につながり“中国帰国・外国人生徒の進学を考える会”を定期的に行き、あるいは事業毎に集まり情報交換・企画会義をとおり事業を実施している。

5. 体制整備に繋がる取り組みの成果

1) 個人から組織へ

2004年以前、熊本県では「日本語マップ」が作成されたが、支援者個人の情報掲載が多く、地域日本語教育の安定性と継続性に課題があった。

同年開催した第2回生活日本語ボランティア研修会で各日本語支援団体紹介を行ったことで団体間の相互理解が生まれ、次年度におけるネットワーク構築と協働での研修会開催へ繋がり、日本語支援ボランティアの育成が本格的に始まった。2008年、熊本市に加え、外国人登録者数が多い大津町（菊陽町を含む）、八代市で生活日本語ボランティア研修会が関係団体の協働で開催出来た。

さらに、日本語支援ボランティア数が増える中、地域日本語教室のコーディネーターの必要性に合わせて、コーディネーター養成を実施した。（日本語支援団体関係者が養成講座の運営委員として協力、役割を担った。）講座修了者が数カ所の地域日本語教室で活動を開始した。

一方、日本人との国際結婚や就労している在住外国人の母国からの家族呼び寄せや留学生等の家族滞在が増加する中、日本語能力ゼロ初級者が増え始めた。日本語支援ボランティアによる地域日本語教室では彼らの日本語学習に充分対応出来なかった。日本語支援団体関係者が集まり初級日本語集中講座を検討、開催した。必要最低限の日本語学習の機会提供と地域日本語教室への橋渡しとなった。

2) 国際交流協会（現場）と大学（研究）の協働

2008年に、熊本県立大学日本語・日本文学科馬場良二研究室と連携を図り、多文化共生社会づくり推進のための共同学習を開始した。当財団が地域における在住外国人の生活状況や地域日本語教室の現場を提供し、大学が実情調査を行い課題の原因究明やそこで必要となる日本語教育についての検討を行った。地域日本

語教室で活動する日本語支援ボランティアの悩み（現状の活動が外国人学習者へ適正な学習内容となっているか？どんなテキストが適切か？）や在住外国人のニーズを聞き取り、課題に対応する地域日本語教育カリキュラムを開発した。（学習者向けテキスト，ボランティアの手引き，漢字練習帳）

6. 今後の活動予定

1) 地域国際化協会への移行と行政主体の初級日本語集中講座の開催

現在，初期日本語集中講座は，当財団が自主的に実施をしているが，外国人を受け入れる自治体の言語保障施策として，熊本市行政と連携を図り実施していく可能性を検討したい。熊本市行政で，日本語講師人件費と会場費の予算化（教材費は受益者負担として，1,000円程度で受講可能とする。），住民登録するすべての在住外国人へ初級日本語集中講座の情報提供を行う。

2) 地域日本語教育カリキュラムのテーマを増やす

県立大学と連携を図り，当該大学のGP（グッドプラクティス）事業の一環として地域におけるニーズ調査を行い，地域日本語教育カリキュラムを現3つの分野（「緊急」，「病院」，「仕事」）に加え，新たに3分野のカリキュラム開発を行う。

3) 日本語支援ボランティア研修会

初級日本語集中講座は，初級学習者を地域日本語教室へ繋ぐ役割を有している。一方，地域日本語教室で活動している日本語支援ボランティアより，初期日本語集中講座での学習内容，地域日本語教育カリキュラムの使い方について詳細を知りたいという要望があり，これに対応する研修会を開催する。

4) 地域日本語教室数を増やす

在住外国人が多く在住している地域で，彼らの地域日本語教育へのニーズ調査や日本語支援活動をしたい日本人住民に対しての意識調査を行い，開催場所や必要経費等を検討しながら，必要に応じ自主運営可能な地域日本語教室を開設していく。

5) 教育支援のワンストップ窓口の開設

外国にルーツを持つ子供たちの教育サポートを行う窓口を熊本市国際交流会館に開設する。（熊本県内全域をサポートする。）

【今後に向けて】

地域日本語教育は人と人を繋げる豊かな地域コミュニティーづくり・在住外国人を含め日本人住民にとっても学びの場です。そんな場づくりを心がけたい。

文化庁からのお知らせ

文化庁では、日本語教育に関する様々な取組を行っています。その成果等をホームページ (<http://www.bunka.go.jp/>) で公開していますので、是非御覧ください。

- 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（一般傍聴が可能です）

http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/bunkasingi/nihongo.html

- 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の標準的なカリキュラム案データベースシステム

http://www.bunka.go.jp/CrrclmDbSystemUsr/Search_Method.aspx

- 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の取組の報告

各地の取組の報告を掲載しています。また、本年度は取組において作成された教材も公開する予定です。

http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/kyouiku/seikatsusya/h22/kyoushitsu.html

- 地域日本語教育コーディネーター研修

本年度の詳細については後日ホームページに御案内を掲載いたします。

http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/kyouiku/coordinator_kensyu/kensyu.html

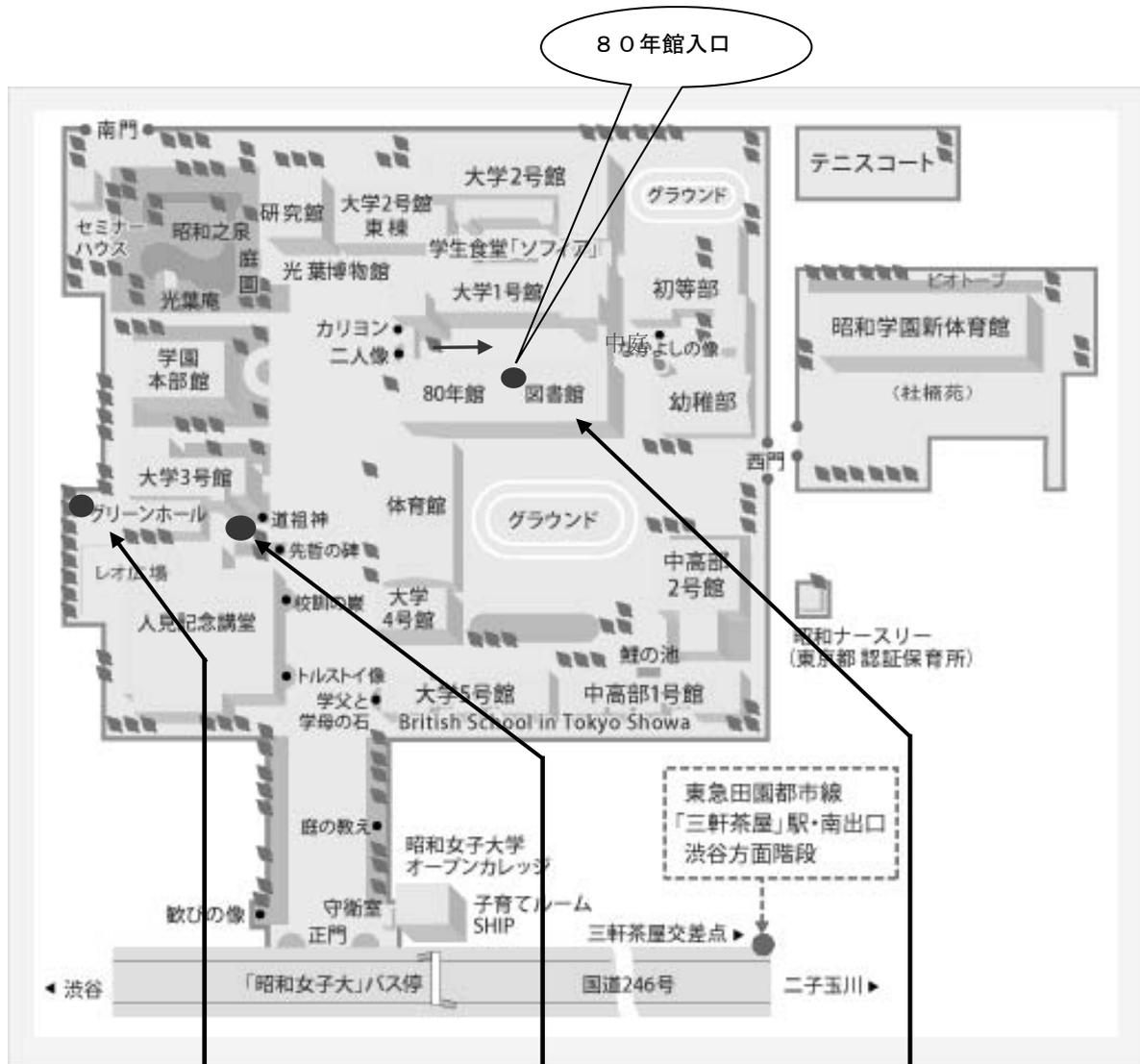
- 都道府県・政令指定都市等日本語教育担当者研修

各地方自治体（都道府県，政令指定都市，中核市及び外国人集住都市協議会員市町）の日本語教育担当部署の職員，又は，各地方自治体が設置した国際交流協会等において日本語教育事業を担当している職員を対象に日本語教育に関する施策のための研修を実施しています。

- 日本語教員等の養成・研修に関する調査結果について

http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/nihongo_kyouin/index.html

昭和女子大学 構内図



喫煙場所

グリーンホール入口

飲食可能場所：80年館
(学生会館)

- 自動販売機：グリーンホールエントランスにあります。ただし、グリーンホールは全館飲食禁止です。
- 喫煙場所：グリーンホール裏に喫煙スペースがあります。
- 飲食可能な場所：80年館に飲食できる場所があります。入口は、80年館とその向こうにある1号館をつなぐ渡り廊下の下をくぐった右手にあります。
※スペースのみで販売などはありません。

